

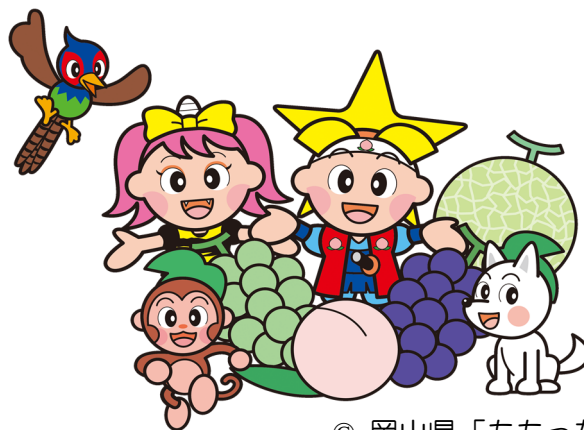
# 岡山県入札参加資格審査申請 の手引き(物品・<sup>えきむ</sup>役務)

岡山県が発注する物品・役務の契約に係る入札や随意契約に関する資格審査申請を受け付けます。

- 物品 … リース、印刷、物品の売買、修理等
- 役務 … 建物等の保守管理、廃棄物処理、警備、情報・通信サービス、調査研究、企画・製作、運送、機械設備等保守点検、人材派遣、損害保険、クリーニング等

<受付期間> 4月24日(水)～5月31日(金)

<申請方法> ・原則、郵送で申請をお願いします  
・郵送での受付は最終日必着となりますのでご注意ください。



© 岡山県「ももっち・うらっち」

令和6年度 春期申請

岡山県出納局用度課

# 目 次

## ○入札参加資格審査制度及び入札参加資格審査申請の概要

1	岡山県の入札参加資格審査	P	1
2	入札参加資格審査の対象となる業務	P	1
3	申請することができない方	P	2
4	入札参加の方法	P	2
5	入札参加資格審査結果の通知	P	2
6	入札参加資格の取消し	P	3
7	申請受付期間	P	3
8	申請書類の提出	P	3
9	必要書類の入手方法・作成方法	P	4
10	申請書の作成に用いる言語等	P	4
11	外国籍事業者が申請する場合	P	5
12	変更届の提出	P	5
13	業務種目の追加申請	P	5
14	岡山県警察本部への照会	P	6
15	押印省略	P	6

## ○申請書類の作成

1	提出書類	P	7
2	申請書の記載方法	P	9
3	格付加点項目	P	22
4	申請書類の提出に関する注意事項	P	24
5	法人格のない団体等の申請	P	27
	物品業務種目表	P	28
	役務業務種目表	P	30

## ○申請書記載例

①	提出書類確認表	P	37
②	岡山県物品・役務の提供の契約に係る入札参加資格審査申請書	P	39
③	岡山県と取引を希望する業務種（別紙）	P	42
	役員等名簿	P	44
	委任状	P	45
⑥	岡山県内の支店・営業所等の一覧表	P	46
⑦	申請業務種目に関する許認可等の一覧表	P	47
⑨の1	業務種目別有資格技術者数の一覧表（建物等の保守管理）	P	48
⑨の2	業務種目別有資格技術者数の一覧表（情報通信サービス）	P	49
⑨の3	岡山県内の有資格技術者の一覧表	P	50

# 入札参加資格審査制度及び入札参加資格審査申請の概要

## 1 岡山県の入札参加資格審査制度

### (1) 「入札参加資格者名簿」に登録された事業者による入札等

- 岡山県では、契約手続の透明化を図り、競争性を高めた契約手続を導入することなどを目的に県庁の全組織が発注する物品の売買・修理等及び、役務の提供の契約（業務委託契約）に関し、あらかじめ「入札参加資格者名簿」に登録された事業者による入札等を行っています。
  - この名簿は、岡山県庁用度課のホームページ上で公開しています。
- 物品 <https://www.pref.okayama.jp/site/321/423378.html>  
 役務 <https://www.pref.okayama.jp/site/321/358180.html>

### (2) 入札参加資格審査

- ①名簿作成のため、岡山県では年4回入札参加資格審査を実施しています。
- ②名簿への登載を希望する事業者からの申請に基づき審査し、各事業者の格付を行った上で、入札参加資格を認定した事業者を名簿に登載しています。
- ③名簿への登載を希望する事業者は、この手引きに従って申請書類を作成の上、岡山県へ提出し、入札参加資格の認定を受けてください。

## 2 入札参加資格審査の対象となる業務

業種	大分類	業務概要	担当課
物品	1	文具・事務用機器	出納局用度課
	2	木工・家具類	
	3	薬品類	
	4	印刷類	
	5	燃料・油脂類	
	6	機械器具類	
	7	工事用材料	
	8	車輛・船舶類	
	9	その他	
	10	払い下げ品類	
役務	1	建物等の保守管理	総務部 財産活用課
	2	廃棄物処理	出納局用度課
	3	警備	
	4	調査・研究 (情報・通信サービスを除く)	
	5	企画・製作 (情報・通信サービスを除く)	
	6	運送・保管	総務部 デジタル推進課
	7	機械設備等保守点検 (情報・通信サービスを除く)	
	8	情報・通信サービス	
	9	その他 (情報・通信サービスを除く)	出納局用度課

### 3 申請することができない方

次のいずれかに該当する方は、申請できません。入札参加資格の取消し対象にもなります。

- (1) 契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方
- (2) 申請書到達日現在、岡山県税、岡山県内の市町村税、法人税及び消費税・地方消費税等を滞納している方  
※未納税額について、納税（徴収）・換価の猶予を受けている場合は、これに当たりません。
- (3) 営業に関し、免許・許可・認可・資格等又は届出等を必要とする場合に、当該許認可等を受けていない方又は当該届出等を行っていない方
- (4) 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として雇用していない方
- (5) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方等

### 4 入札参加の方法

入札参加資格認定期間中に実施される岡山県が発注する物品の売買・修理等又は役務の提供の契約（業務委託契約）に係る競争入札のうち、入札の条件に応じて、認定された業務種目に係る入札に参加可能となります。資格を有したら自動的に岡山県から発注があるわけではありませんのであらかじめ御了承願います。

<入札情報>

<b>物品</b>
本庁購入分については、用度課調達班（本庁地下1階）にて、定期見積合わせ（オープンカウンター）を行っています。これは、入札参加資格を有し、所在地が岡山県内の方は、どなたでも応札可能な見積合わせです。詳細は、「岡山県ホームページ」から、「入札情報」タブ→「物品調達」を御覧ください。
<b>役務</b>
業務種別ごとに入札情報を公開しています。詳細は、「岡山県ホームページ」→「入札情報」タブ→「入札・業務委託」を御覧ください。
<b>留意事項</b>
岡山県が実施する入札のうち、県内要件（名簿記載住所が岡山県内であること）が付されるものについては、県内に営業所等がない場合や、県内に営業所等があっても契約締結権限等を委任していない場合は、入札参加条件から外れることとなります。

### 5 入札参加資格審査結果の通知

審査の結果、入札参加資格を有すると認定された方へは、資格が有効となる月の前月末までに「資格認定通知書」を郵送します。入札参加の資格を有しないと決定した方へは、理由を付してその旨を通知します。通知書の再発行は行いませんので、大切に保管してください。通知書は、「岡山県物品・役務の提供の契約に係る入札参加資格審査申請書（様式第1号）」に記載された「申請者」の住所に郵送します。

## 6 入札参加資格の取消し

次の場合には、認定した入札参加資格を取り消すことがあります。

- (1) 入札参加資格認定後に入札参加資格申請に必要な条件（上記3参照）を満たさなくなった場合
- (2) 申請書及び添付書類に虚偽の記載をしたこと又は重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合
- (3) 申請内容に重大な誤りがあった場合

## 7 申請受付期間

受付期間	資格有効期限
定期（夏期）	直後の11月1日から36カ月
随期（秋期）	直後の1月1日から34カ月
随期（冬期）	直後の4月1日から31カ月
随期（春期）	直後の7月1日から28カ月

\*郵送受付の場合、最終日必着となりますのでご留意願います。

### ・新規：新規申請

入札参加資格がない事業者（入札参加資格が有効期間切れとなった事業者を含む。）

### ・追加：業務種目追加申請

既に入札参加資格を有しているが、業務種目の追加を希望する事業者

### ・更新：更新＜継続＞申請 \*受付は夏期のみ

既に入札参加資格を有し、令和6年10月31日で有効期間が満了になる事業者

## 8 申請書類の提出

### (1) 提出先

#### ①郵送による提出の場合

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 出納局用度課管理班

※封筒に業務名（「物品」又は「役務」）を明記してください。

### (2) 提出に当たっての留意事項

#### ①申請書類の提出形式

- ・申請書類は、「①提出書類確認表」における番号①～②の順に整理し、クリアファイル等でまとめた状態で提出してください。（ファイル等には綴じない）
- ・物品と役務の両方に申請する場合は、申請書類、決算書類等、双方に共通する添付書類については、どちらの申請書にも添付してください。
- ・物品と役務の書類は、それぞれクリアファイルに入れるなどし、はっきり分けてください。
- ・申請書及び添付書類は、原則としてA4版で提出してください。

## ②提出書類のコピーの保管

- ・申請書類に不備があった場合は電話連絡しますので、コピーは手元に保管してください。

## ③書類不備がある場合

- ・不備のある申請書類は受理できません。必ず、提出書類確認表、手引きを確認の上、送付をお願いします。

## ④受付受領証が必要な場合

- ・郵送で提出する場合で受付の確認が必要な場合は、返信用ハガキ、又は、申請書の控え若しくは任意様式の受領証と84円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。宛名には様や御中を記載してください。（封筒のみを同封の場合は対応いたしかねます。）

# 9 必要書類の入手方法・作成方法

## (1) 必要書類の入手方法

### ① 岡山県のホームページからのダウンロード

岡山県のホームページにおいて、入札参加資格審査申請に関する各種書類・申請の手引き等のファイルを用意しておりますので、プリントアウトして使用してください。

（検索手順）「岡山県ホームページ」→「組織で探す」→「出納局」→「用度課」

### ② 印刷物での配布

入札参加資格審査に関する申請の手引きは、岡山県庁用度課、財産活用課、デジタル推進課等で配布しています。返信用切手250円分を貼ったA4サイズの返信用封筒を、担当課（物品：用度課、役務：P31）あてに送っていただければ、郵送も行っています。

## (2) 作成に当たって

- ① この手引において、申請書の書き方に関しては、「2 申請書の記載方法」P9～を御確認ください。
- ② 提出書類は、岡山県の指定様式で作成する「申請書」及び申請書に記載した内容を証明するための「添付書類」があります。なお、法人事業者と個人事業者の場合では、「添付書類」の内容が一部異なりますので、御注意ください。
- ③ 任意の様式ではお受けできません、必ず県の様式で作成してください。

# 10 申請書の作成に用いる言語等

## (1) 申請書類に記載する言語

- ・申請書類は日本語で記載してください。添付書類に外国語で記載した部分がある場合は、審査に関係する部分のみ、日本語による訳文を添付してください。

## (2) 申請書類に記載する金額の表記

- ・申請書類の金額欄は、日本国通貨で記載してください。外国通貨で金額を算出している場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）に規定する外国貨幣換算率によって、日本国通貨に換算して記載してください。

## 1 1 外国籍事業者が申請する場合

### (1) 申請書の住所欄

- ・ 本社等の所在地を国名から記載してください。日本国内に支店・営業所等がある場合は、その所在地も余白に記載してください。（「資格認定通知書」は、当該所在地へ送付します。）

### (2) 登記事項証明書等

- ・ 登記事項証明書又は身分証明書については、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書類を提出してください。

## 1 2 変更届の提出

入札参加資格認定後に次の事項について変更等が生じた場合は、変更内容が確認できる書類を添えて「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

<変更内容>

- ・ 営業の休廃止又は変更
- ・ 商号や名称
- ・ 代表者の職氏名、本店及び主たる事務所所在地
- ・ 電話番号、FAX番号
- ・ 印鑑登録された実印又は使用印
- ・ 受任者の職氏名及びその所在地、電話番号、FAX番号
- ・ 役員等の選任及び交代、個人事業者は支配人の選任及び交代
- ・ 認定業務種目の営業取り止め
- ・ 岡山県内の支店・営業所（役務のみ）

## 1 3 業務種目の追加申請

### (1) 業務種目追加の資格審査申請

- ① 現在入札参加資格を有している方で、岡山県と取引を希望する業務種目の追加を行いたい場合は、年4回の申請受付期間内にも、追加申請の資格審査を受け付けます。
- ② 追加申請を行う場合は、「岡山県物品・役務の提供の契約に係る入札参加資格審査申請書（様式第1号）」及び下記の関係書類のうち、該当するものを提出してください。

物品	・ 追加業務種目に係る許可証等の写し
役務	・ ⑦申請業務種目に関する許認可等の一覧表(様式第7号) ・ 追加業務種目に係る許可証等の写し ・ ⑨の1業務種目別有資格技術者数の一覧表(様式第8号) ・ ⑨の2業務種目別有資格技術者数の一覧表(様式第9号) ・ ⑨の3岡山県内の有資格技術者の一覧表(様式第10号) ・ 岡山県内の有資格技術者の資格証明書等の写し



**(2) 「岡山県物品・役務の提供の契約に係る入札参加資格審査申請書（様式第1号）」の記載箇所**

- ① 「申請区分」欄（「追加」を○で囲む。）（P 9 参照）
- ② 「申請者」欄（P 9 参照）
- ③ 「岡山県と取引を希望する業務種目」欄（P 10、P 13 参照）  
※追加する業務種目のみ記載をしてください。
- ④ 「業態区分」欄（P 10 参照）※物品のみ

**(3) 業務種目追加申請における事業者格付区分及び有効期間の扱い**

- ① 事業者格付の扱い
  - ・業務種目追加申請に伴い、事業者格付区分の変更は行いません。
- ② 入札参加資格有効期間の扱い
  - ・種目追加部分の資格期間の始期は、春期申請の場合は7月1日から、夏期申請の場合は11月1日から、秋期申請の場合は1月1日から、冬期申請の場合は4月1日からとなり、その終期は現在有している他の資格の有効期間満了日までとなります。

## 14 岡山県警察本部への照会

「3 申請することができない方」の項目(5)に関する確認のため、申請者（申請者が法人の場合はその役員等及び個人の場合は支配人を含む。）が、暴力団員等に該当するか否かに関し、岡山県警察本部に対して照会を行います。その他の目的には使用しません。

## 15 押印省略

契約書等に印鑑証明と違う使用印を使う場合は、申請書への使用印の押印が必要ですが、その場合を除き、押印省略を行っております。



# 申請書類の作成

## 1 提出書類

- ※ 提出欄：◎＝新規の場合は必ず提出、△＝該当する場合に提出
- ※ ①～⑨（⑧を除く）は、様式集からダウンロードして記入してください。
- ※ ⑰～⑳は、格付けへの加点を希望する場合のみ提出してください。
- ※ 申請書類は、番号①～㉔の順に整理し、物品・役務それぞれ提出してください。
- ※ 物品と役務の両方に申請する場合は、申請書類、決算書類等、双方に共通する書類については、どちらの申請書にも添付してください。

提出書類		提出	内容	記載方法
①	提出書類確認表	◎	<u>物品、役務それぞれ該当の様式で提出。</u>	P9
②	物品・役務入札参加資格審査申請書（1枚目）	◎	実印以外で契約締結等行う場合は、使用印欄に押印。	P9～10
	※ <u>物品・役務共通様式</u> 入札参加資格審査申請書（2枚目）	◎	<u>物品、役務それぞれ該当の様式で提出。</u>	P10～15
③	岡山県と取引を希望する業務種目（別紙）	△	②に書ききれない場合のみ提出。 <u>物品、役務それぞれ該当の様式で提出。</u>	P10, 13
④	委任状	△	契約権限を委任する受任者を設ける場合のみ提出。	P15
⑤	役員等名簿	△	法人・個人いずれも提出。	P15
⑥	岡山県内の支店・営業所等の一覧表（様式第6号）（ <u>役務のみ</u> ）	△	岡山県内に本店（本社）とは別に、支店・営業所等がある場合のみ提出。	P15
⑦	申請業務種目に関する許認可等一覧表（様式第7号）（ <u>役務のみ</u> ）	△	岡山県と取引を希望する業務種目に関し、許認可が必要な場合のみ提出。	P16
⑧	許認可等の写し	△	許認可等が必要な場合のみ提出。	P16
⑨	⑨の1「業務種目別有資格技術者数の一覧表（大分類1：建物等の保守管理）」（様式第8号）（ <u>役務のみ</u> ）	△	役務の大分類1のうち、有資格者を常時雇用していることが必要な小分類（業務種目）を選択する場合のみ提出。	P16
	⑨の2「業務種目別有資格技術者数の一覧表（大分類8：情報・通信サービス）」（様式第9号）（ <u>役務のみ</u> ）	△	役務の大分類8のうち、P35に記載の有資格者を常時雇用している場合のみ提出。	P17
	⑨の3「岡山県内の有資格技術者の一覧表（様式第10号）」（ <u>役務のみ</u> ）	△	上記⑨の1、⑨の2を作成した場合で、岡山県内の本店・支店において有資格者を常時雇用している場合のみ提出。	P17
⑩	登記事項全部証明書 ※個人の方は支配人を選任している場合のみ	◎ (△)	申請書到達日前3ヶ月以内発行のもの。	P17
⑪	身分証明書	△	申請者又は受任者が個人の場合のみ提出。申請書到達日前3ヶ月以内発行のもの。	P18
⑫	印鑑証明書	◎	申請書到達日前3ヶ月以内発行のもの。	P18
⑬	岡山県税の完納証明書	◎ (△)	申請書到達日前3ヶ月以内発行のもの。 <u>岡山県に納税義務がある場合は必ず提出。</u>	P18

⑭	岡山県内の市町村税の完納証明書	◎ (△)	申請書到達日前3ヶ月以内発行のもの。岡山県に納税義務がある場合は必ず提出。	P18	
⑮	法人税及び消費税・地方消費税の完納証明書	◎	申請書到達日前3ヶ月以内発行のもの。	P19	
⑯	直前事業年度分の決算書類のコピー ・貸借対照表・損益計算書・個別注記表	◎	個人の方は確定申告書(青色)のコピーなど。	P19～ 20	
⑰	ISO9001の認証取得を示す登録証のコピー	△	⑰～⑳は、格付けへの加点を希望する方のみ提出。申請書到達日現在、有効期限のあるものを添付。	P22	
⑱	ISO14001の認証取得を示す登録証のコピー	△		P22	
⑲	エコアクション21の認証・登録証のコピー	△		P22	
⑳	障害者雇用状況報告書(様式第6号)のコピー ※公共職業安定所の受付印のあるもの	△		※公共職業安定所の受付印のあるもの、もしくは電子申請受付画面のコピーの添付	P22
	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー及び当該障害者の1年以上の常勤性が確認できる書類	△			P22
㉑	一般事業主行動計画策定届(女性活躍推進法)のコピー	△	※労働局の受付印のあるもの。 「プラチナくるみん」の会社も策定届などの添付が必要となります	P23	
	一般事業主行動計画策定届(次世代育成支援対策推進法)のコピー	△		P23	
㉒	情報・通信サービスに係る事業者認定等制度の登録証のコピー(役務のみ)	△	㉒は、 <u>役務大分類8</u> のうち、「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証」、「プライバシーマーク付与認定」を受けており、加点を希望する場合に提出。	P23	

※㉒については、大分類8でなくても添付は可能ですが、加点の対象とはなりません

## 2 申請書の記載方法

※ 記載方法は、物品・役務それぞれ○がついた項目を御確認ください。

※ 物品と役務の両方に申請する場合は、申請書類、決算書類等、双方に共通する書類については、どちらの申請書にも添付してください。

書類名	物品	役務	内容
① 提出書類確認表	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記申請書類のチェックに使用。申請者チェック欄を使って確認し、申請書類の一番上に添えて提出。</li> <li>・ <u>物品、役務それぞれ該当の様式で提出。</u></li> </ul>
② 岡山県物品・役務の提供の契約に係る入札参加資格審査申請書(1枚目) (様式第1号)	○	○	<p>・ 日付は、申請書の受付担当課への提出日又は発送日を記入。</p> <p><b>① 申請区分欄</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札参加資格のない方（更新切れを含む）は「新規」、岡山県と取引を希望する業務種目を追加する方は「追加」を○で囲む。物品と役務の両方に申請する場合はそれぞれ○で囲む。</li> </ul> <p><b>② 申請者欄</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所、商号、代表者職氏名、電話番号、FAX番号、申請担当者名を記入。</li> </ul> <p>【法人の場合】登記事項全部証明書に記載されている本店に関して記入。</p> <p>【個人の場合】住所は営業の本拠地を、商号（名称）は屋号等を氏名は経営者名を記入。</p> <p>（※法人格のない団体は、原則、代表者個人の申請となるが、国税の取扱いについて「人格のない社団等」として、法人とみなされている団体は、法人としての登録となる。（P27参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商号及び代表者の氏名には、必ずフリガナを付すこと。</li> <li>・ 資格認定通知書は、この欄に記載された住所へ送付する。</li> <li>・ 実印は押印省略により不要。</li> <li>・ 申請担当者名欄には、申請書類の内容がわかる方の名前と連絡先を記入。</li> </ul> <p><b>③ 契約締結権限を有している者欄</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者（代表者）が県と直接契約をする場合は、記載不要。</li> <li>・ 法人の場合、申請者欄には登記事項全部証明書の本店所在地を記載するが、当該所在地では営業しておらず、別に「契約締結等に使用する実質的に事業を行っている本店」がある場合は当該実質的本店所在地をこの欄に記載することも可能。</li> <li>・ 支店長、営業所長等に契約締結権限等を委任する場合は、受任者の住所、商号又は名称、役職、氏名、電話番号、FAX番号を記入。</li> </ul>

書類名	物品	役務	内容
② 岡山県物品・役務の提供の契約に係る入札参加資格審査申請書(1枚目) (様式第1号)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内要件を付した入札では、県内の営業所等に契約締結権限を委任していないと入札に参加できない場合がある。</li> <li>・ <u>この欄に記載した住所・商号等が「入札参加資格者名簿」に掲載される。</u></li> </ul> <p><b>④ 契約の締結・入札に使用する印鑑欄</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「使用印」とは、入札書や契約書等に使用する印鑑で「代表取締役」や「～支店長」の文字の入った印若しくは個人の印(私印)で会社の代表者として使用する印のこと。実印を使用する場合は押印不要。</li> </ul> <p><b>⑤ 岡山県内の支店・営業所の有無</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受任していない場合も、岡山県内に支店・営業所がある場合は○をつけてください。</li> </ul> <p><b>⑥ 外資状況欄</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100%外国資本の場合(外国法人)及び資本の一部が外国資本の場合に、外国籍の出資企業の属する国名(複数記入可)と出資比率の合計を記入。(小数点以下切り捨て)</li> <li>・ 外国資本とは、発行済み株式の保有主体の所在地が日本国以外にあるものをいい、その企業の設立が、国内・国外のいずれで行われたかは問わない。</li> </ul> <p><b>&lt;誓約書欄&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 押印不要</li> <li>・ 住所(所在地)・商号又は名称等は、申請者欄と同内容で記載。</li> </ul>
② 岡山県物品・役務の提供の契約に係る入札参加資格審査申請書(2枚目) (様式第1号)	○		<p><b>⑦ 業態区分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な業態を1つ選ぶこと。「その他」の場合は、具体的に記入すること。</li> </ul> <p><b>⑧ 岡山県と取引を希望する業務種目欄</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業種目表(P28～29参照)から、岡山県と取引を希望する分類番号と種別を記入。</li> <li>・ <u>大分類のうち、主要な番号1つを○で囲む。</u>(例: 主要なものを①、それ以外は2、3…など)過去の登録種別と今回の申請書に記入した種目の照合は行わないので、記載漏れに注意する。</li> <li>・ 取扱品目例は、主なものを例示する。</li> <li>・ 申請後の種目変更はできないので、関係すると思われるものは全て記入すること。</li> <li>・ 欄に書ききれないときは、「③岡山県と取引を希望する業務種目(別紙・物品)」を使用すること。</li> </ul>

書類名	物品	役務	内容
<p>② 岡山県物品・役務の提供の契約に係る入札参加資格審査申請書(2枚目) (様式第1号)</p>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「代理店・特約店関係にある主なメーカー名」とは、県と取引を希望する物品に関し、営業権について直接代理契約しているメーカー、又はメーカーと直接取引契約しているものを記入。代理店・特約店証明は添付不要。車輛の場合の保険契約は記入不要。</li> <li>・ 更新(継続)申請時に新たな営業種目を追加記載して申請することも可能。</li> <li>・ 許認可や資格を必要とする営業種目(P28~29参照)もあるため、必要な許認可等や資格を得ていることを確認の上記入。</li> </ul> <p><b>⑨ 売上高欄(千円未満切り捨て)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損益計算書の中の売上高を、<b>税抜方式で記入</b>。(物品以外の売上高も含めても差し支えない。)</li> </ul> <p>(ア) 損益計算書が消費税抜き処理で作成されている場合は、売上高をそのまま記入。</p> <p>(イ) 損益計算書が消費税込み処理で作成されている場合は、消費税抜きの金額を算出して記入。(P20参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (ア)(イ)いずれの場合も個別注記表を必ず添付すること。</li> <li>・ (ア)の場合で、個別注記表に税抜きの旨の記載がない場合は、申請者による証明を表記。(P20を参照)</li> <li>・ 決算書が税抜き方式で作成されていない場合は、「消費税及び地方消費税の確定申告書の写し」、免税事業者の扱いを受けている場合には、「基準期間となる事業年度に係る決算書」、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の写し」等、その裏付けとなる資料を添付。(P20を参照)</li> </ul> <p><b>⑩ 自己資本額(千円未満切り捨て)</b></p> <p>【法人事業者】資本合計 = 貸借対照表の純資産の部の合計</p> <p>【個人事業者】貸借対照表(資産負債調)の事業主借、元入金、青色申告特別控除前の所得の合計から、事業主貸を引いたもの。</p> <p><b>⑪ 機械設備等の価額(千円未満切り捨て)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直前決算時における残存価額 = 取得価額 - 減価償却累積額 ※ 建物、構築物、リース品は含まない。</li> </ul> <p><b>⑫ 流動比率(小数点以下切り捨て)</b></p> <p>【法人事業者の場合】</p> <p>貸借対照表の流動資産合計額及び流動負債合計額を、「流動資産の額(E)」、「流動負債の額(F)」へ記入し、<math>(E) \div (F) \times 100</math>で計算したものを流動比率の欄へ記入。</p>

書類名	物品	役務	内容
② 岡山県物品・役務の提供の契約に係る入札参加資格審査申請書（2枚目）（様式第1号）	○		<p><b>【個人事業者の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸借対照表（資産負債調）から、概ね1年以内に現金化できる現金・預金・受取手形・売掛金・有価証券・棚卸資産・前払金・貸付金等の合計額を「流動資産の額(E)」に記入。（千円未満切り捨て）</li> <li>貸借対照表（資産負債調）から、1年以内に支払期限の到来する支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、前受金、預り金等の合計額を「流動負債の額(F)」に記入。（千円未満切り捨て）</li> <li><math>(E) \div (F) \times 100</math>で計算したものを、流動比率の欄へ記入。（小数点以下切り捨て）</li> </ul> <p><b>⑬ 常勤従業員等人数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請日現在の常時雇用人数を記入。「常勤(常時雇用)」及び「従業員」の定義は、P 2 4を参照。</li> <li>次により常時雇用を確認。（書類の提出は不要）</li> </ul> <p><b>【法人事業者】</b> 社会保険加入の有無</p> <p><b>【個人事業者】</b> 従業員5人以上…社会保険加入の有無 従業員4人以下…雇用保険加入の有無及び賃金支給の有無</p> <p><b>⑭ 営業年数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「創業・設立年月日」を西暦で記入し（申請者が法人事業者の場合は、登記事項全部証明書掲載の設立年月日）、申請日までの経過期間を「営業年数」へ記入。</li> <li>休業期間（実態として事業活動を行わなかった期間）等がある場合は、休業期間等の欄へ記入し、「営業年数」からその期間を除く。</li> <li>「現組織への変更年月日」は、有限会社から株式会社等への組織変更、合併、分割等があった場合に記入。</li> </ul> <p><b>⑮ 加点項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当するものに○をする。詳細は、P 2 2～P 2 3を参照。</li> </ul>

書類名	物品	役務	内容
② 岡山県物品・役務の提供の契約に係る入札参加資格審査申請書（2枚目）（様式第1号）		○	<p><b>⑦ 岡山県と取引を希望する業務種目欄</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「役務の提供の契約に係る業務種目区分表及び担当課」（P 30～31 参照）から、岡山県と取引を希望する分類番号と種目を記入。</li> <li>許認可や資格を必要とする業務種目（P 32～35 参照）もあるため、必要な許認可等や資格を得ていることを確認の上記入。</li> <li>「左記小分類の主な取扱業務の例」欄には、取扱業務の主なものを例示して記入。</li> <li>欄に書ききれないときは、「③岡山県と取引を希望する業務種目（別紙・役務）」を使用すること。</li> </ul> <p>更新（継続）申請時に新たな業務種目を追加記載して申請することも可能。</p> <p><b>⑧ 売上高欄（千円未満切り捨て）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>損益計算書の中の売上高を、<b>税抜方式</b>で記入。（役務以外の売上高も含めても差し支えない。）</li> </ul> <p>(ア) 損益計算書が消費税抜き処理で作成されている場合は、売上高をそのまま記入。</p> <p>(イ) 損益計算書が消費税込み処理で作成されている場合は、消費税抜きの金額を算出して記入。（P 20 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) (イ) いずれの場合も個別注記表を必ず添付すること。</li> <li>(ア) の場合で、個別注記表に税抜きの旨の記載がない場合は、申請者による証明を表記。（P 19 を参照）</li> <li>決算書が税抜方式で作成されていない場合は、「消費税及び地方消費税の確定申告書の写し」、免税事業者の扱いを受けている場合には、「基準期間となる事業年度に係る決算書」、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の写し」等、その裏付けとなる資料を添付。（P 20 を参照）</li> <li>半年決算の場合は、2 期分を合算して1 事業年度分として記入。</li> <li>直前事業年度の月額平均売上高欄は、その期間が12ヶ月間に満たない場合は、直前事業年度の決算月数で当該売上高の合計を割った額を記入。月額平均売上高は、千円未満切り捨て。</li> <li>公益的法人は、「受託事業収入」のみを売上高として記入。 公益的法人の例：（一般・公益）社団法人、（一般・公益）財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人など。</li> </ul> <p><b>⑨ 自己資本額（千円未満切り捨て）</b> 【法人事業者】</p>



書類名	物品	役務	内容
② 岡山県物品・役務の提供の契約に係る入札参加資格審査申請書（2枚目）（様式第1号）		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「合計(C)－(D)」の欄に貸借対照表の<u>純資産合計の額を記入</u></li> <li>・ 「資本合計(C)」と「事業主貸(D)」の欄への記入は不要</li> </ul> <p><b>【個人事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「資本合計(C)」の欄に貸借対照表（資産負債調）の事業主借・元入金・青色申告特別控除前の所得金額の合計額を記入。</li> <li>・ 「事業主貸(D)」の欄に貸借対照表（資産負債調）の事業主貸の額を記入。</li> <li>・ 資本合計(C)－事業主貸(D)の額を「合計(C)－(D)」に記入。</li> </ul> <p><b>⑩ 流動比率（小数点以下切り捨て）</b></p> <p><b>【法人事業者の場合】</b></p> <p>貸借対照表の流動資産合計額及び流動負債合計額を、「流動資産の額(E)」、「流動負債の額(F)」へ記入し、<math>(E) \div (F) \times 100</math>で計算したものを流動比率の欄へ記入。</p> <p><b>【個人事業者の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対照表（資産負債調）から、概ね1年以内に現金化できる現金・預金・受取手形・売掛金・有価証券・棚卸資産・前払金・貸付金等の合計額を「流動資産の額(E)」に記入。（千円未満切り捨て）</li> <li>・ 貸借対照表（資産負債調）から、1年以内に支払期限の到来する支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、前受金、預り金等の合計額を「流動負債の額(F)」に記入。（千円未満切り捨て）</li> <li>・ <math>(E) \div (F) \times 100</math>で計算したものを、流動比率の欄へ記入。（小数点以下切り捨て）</li> </ul> <p><b>⑪ 常勤従業員等人数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請日現在の常時雇用人数を記入。「常勤(常時雇用)」及び「従業員」の定義は、P24を参照。</li> <li>・ 次により常時雇用を確認。（書類の提出は不要）</li> </ul> <p><b>【法人事業者】</b> 社会保険加入の有無</p> <p><b>【個人事業者】</b> 従業員5人以上…社会保険加入の有無 従業員4人以下…雇用保険加入の有無及び賃金支給の有無</p> <p><b>⑫ 営業年数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「創業・設立年月日」を西暦で記入し（申請者が法人事業者の場合は、登記事項全部証明書掲載の設立年月日）、申請日までの経過期間を「営業年数」へ記入。</li> <li>・ 休業期間（実態として事業活動を行わなかった期間）等がある場合</li> </ul>

書類名	物品	役務	内容
② 岡山県物品・役務の提供の契約に係る入札参加資格審査申請書（2枚目）（様式第1号）		○	<p>は、休業期間等の欄へ記入し、「営業年数」からその期間を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「現組織への変更年月日」は、有限会社から株式会社等への組織変更、合併、分割等があった場合に記入。</li> </ul> <p><b>⑬ 加点項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当するものに○をする。詳細は、P 2 2～P 2 3を参照。</li> </ul>
④ 委任状	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>上欄②の申請書中の「③契約締結権限を有している者」の欄に、代表者以外の者を契約締結権者として記載し、契約締結権限を委任する場合のみ提出。</li> <li>委任の期間は、入札参加資格有効期限終期まで。</li> </ul>
⑤ 役員等名簿	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載漏れがある場合は、資格の審査が行えないため、入札参加資格が認められない。</li> <li>名簿に記載された者について、暴力団員等に該当するか否かに関し、岡山県警察本部に対して照会します。</li> <li>1枚で記載しきれない場合は、様式をコピーして使用。</li> </ul> <p><b>【法人事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登記事項全部証明書の「役員に関する事項」欄、「代理人等に関する事項」欄及び「支配人の氏名及び住所」欄に記載されている個人に関して、全て記載。（個人名ではない監査法人等の場合は記載不要）</li> <li>役職名欄には、登記事項全部証明書に記載された役職名を記載。（例：取締役、理事、監査役、執行役、委員、社員、業務執行社員、評議員、支配人など。）</li> </ul> <p><b>【個人事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者本人</li> <li>登記事項全部証明書において、「支配人の氏名及び住所」欄に記載されている個人を全て記載。</li> <li>役職名欄には、申請者本人については「代表」等と記載。</li> </ul>
⑥ 岡山県内の支店・営業所等の一覧表（様式第6号）		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>岡山県内に本店（本社）とは別に、支店・営業所等がある場合のみ提出。</li> <li>岡山県内に支店・営業所等を設置している場合、<u>岡山県税及び岡山県内の市町村税の納税義務が発生する。</u></li> </ul>

書類名	物品	役務	内容
⑦ 申請業務種目に関する許認可等一覧表（様式第7号）		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役務の業務種目に関し、その業務を所管する官公庁による申請書到達日現在有効な許可・認可・登録・届出等※（以下「許認可等」という。）が必要な場合に提出。</li> <li>※P32～35の「業務種目区分及び関係許認可・資格等一覧表」の「許認可・届出・資格等の名称」欄に記載された許可・認可・登録・届出等のこと。（常時雇用従業員所有の資格は除く。）</li> <li>・ 許認可等を必要とする業務種目を申請する場合は、許認可等を得ていないと申請は不可。</li> <li>・ 記載した許認可等の写しを添付すること。</li> <li>・ 常時雇用従業員個人の資格は、この一覧表には記入しない。</li> </ul>
⑧ 許認可等の写し	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許認可や資格を必要とする業務種目を申請する場合は、申請書到達日現在有効な許認可等の写しを提出。</li> <li>・ 必要な許認可等については、物品はP28～29を、役務はP32～35をそれぞれ確認すること。</li> </ul>
⑨ ⑨の1「業務種目別有資格技術者数の一覧表（大分類1：建物等の保守管理）」（様式第8号）		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P32～35の役務業務種目大分類1のうち、申請書到達日現在有効な資格を有している者を、常時雇用していることが必要な小分類業務種目を申請する場合のみ提出。</li> <li>・ 必要な有資格者を常時雇用していない業務種目に関しては、申請は行えないため、P32～35の「許認可・届出・資格等の名称」に掲載の資格と常時雇用従業員所有の資格をよく確認すること。</li> <li>・ 1段目：資格に最も関係する業務種目の分類番号を記入。</li> <li>2段目：資格名を1つだけ正確に記入。複数の小分類番号の記入は行わない。</li> <li>3段目：岡山県内の本店・支店（営業所）等において、常時雇用している有資格技術者の人数を記入。「常時雇用」に関しては、P24を参照。</li> <li>最下段：会社全体の有資格技術者の人数を記入。</li> <li>※P32～35の「許認可・届出・資格等の名称」欄に掲載された個人で取得できる資格。</li> </ul>

書類名	物品	役務	内容
⑨ ⑨の2「業務種目別有資格技術者数の一覧表（大分類8：情報・通信サービス）」（様式第9号）		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役務業務種目大分類8を選択した事業者について、申請書到達日現在、P35の「8 情報・通信サービス」欄に掲載された資格を有している者を常時雇用している場合は、加点対象となります。</li> <li>・ 加点の対象となるのは、P32～35の「許認可・届出・資格等の名称」に掲載の資格のみ。</li> <li>・ 1段目：資格に最も関係する業務種目の分類番号を記入。 2段目：記入不要 3段目：岡山県内の本店・支店（営業所）等において、常時雇用している有資格技術者の人数を記入。「常時雇用」に関しては、P24を参照。 最下段：会社全体の有資格技術者の人数を記入。 ※「業務種目に関係する資格」は上記⑨の1に同じ。</li> </ul>
⑨ ⑨の3「岡山県内の有資格技術者の一覧表（様式第10号）」		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記⑨の1、⑨の2を作成した場合で、岡山県内の本店・支店等において有資格者を常時雇用していれば提出。</li> <li>・ 各資格ごとに⑨の1、⑨の2の有資格者数を「上記記載有資格者計」欄に記入。</li> <li>・ 各資格ごとの有資格者が3名を超える場合は、3名まで記入し、「上記記載有資格者計」欄には「3」と記入。（1つの資格について、4名以上の記入は不要。）</li> <li>・ 各資格ごとの「当該資格の有資格者計」欄は、「⑨の1、⑨の2 業務種目別有資格技術者数の一覧表」で記入した岡山県内の当該技術者数欄の人数と一致させる。</li> <li>・ 資格種類が多く記入欄が足りなくなった場合は、様式をコピーして使用。 ※ 申請業務種目が、役務の大分類1：建物等の保守管理の場合は、記載した<b>3名分</b>の申請書到達日現在に有効な資格証明書等の写しを添付すること。</li> </ul>
⑩ 登記事項全部証明書	○	○	<p>法務局で交付される、「登記事項全部証明書」で、申請日（郵送等での提出の場合は岡山県への到着日）から3ヵ月以内に発行されたもの。鮮明であればコピーも可能。</p> <p>【法人事業者】必ず提出 【個人事業者】支配人を選任している場合のみ提出</p>

書類名	物品	役務	内容
⑪ 身分証明書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本籍地の市町村で発行され、禁治産宣告・準禁治産宣告、破産宣告、破産手続開始決定通知を受けていないことを証明するもの。委任する場合は受任者に関しても必要。</li> <li>・ 申請日（郵送等での提出の場合は岡山県への到着日）から3ヵ月以内に発行されたもの。鮮明であればコピーも可能。</li> </ul> <p>【法人事業者】提出不要 【個人事業者】必ず提出</p>
⑫ 印鑑証明書	○	○	<p>申請日（郵送等での提出の場合は岡山県への到着日）から3ヵ月以内に発行されたもの。鮮明であればコピーも可能。</p> <p>【法人事業者】法務局発行 【個人事業者】市町村発行</p>
⑬ 岡山県税の完納証明書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岡山県内に本店・支店・営業所等があり、岡山県へ納税の義務がある方は、「滞納がないことの証明書（完納証明書）」を提出してください。（P 2 1 参照）</li> <li>・ 支店、営業所等に契約権限を委任していない場合も必要。</li> <li>・ 申請日（郵送等での提出の場合は岡山県への到着日）から3ヵ月以内に発行されたもの。鮮明であればコピーも可能。</li> </ul>
⑭ 岡山県内の市町村税の完納証明書 （主たる支店、営業所の市町村のもののみでよい）	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岡山県内の主たる営業所（契約締結権限の委任があれば、当該受任者が所属する岡山県内の支店・営業所等）の所在地の市町村が発行する市町村税の「滞納がないことの証明書（完納証明書）」。</li> <li>・ 完納証明書が発行されない市町村は、全ての市町村税目に関する納税証明書。</li> <li>・ 支店、営業所等に契約権限を委任していない場合も必要。</li> <li>・ 申請日（郵送等での提出の場合は岡山県への到着日）から3ヵ月以内に発行されたもの。鮮明であればコピーも可能。</li> <li>・ 徴収の猶予を受けているため、完納証明書が発行されない場合は、市町村が発行する納税証明書を提出。その場合、納税証明書において、未納税額全額について徴収の猶予を受けていることが明記されているか、その記載がない場合は当該未納税額にかかる「徴収猶予許可通知書」の添付が必要。</li> </ul>

書類名	物品	役務	内容
⑮ 法人税及び消費税 ・地方消費税の完納証明書	○	○	<p>申請日（郵送等での提出の場合は岡山県への到着日）から3ヵ月以内に発行されたもの。鮮明であればコピーも可能。</p> <p>【法人事業者】 本店所在地管轄の税務署が発行した証明書（その3の3）</p> <p>【個人事業者】 住所地管轄の税務署が発行した証明書（その3の2）</p>
⑯ 直前事業年度分の 決算書類のコピー	○	○	<p>【法人事業者】貸借対照表・損益計算書・個別注記表 等            【個人事業者】確定申告書の写し・資産負債調（＝貸借対照表）・損益計算書 等</p> <p>1 貸借対照表（直前事業年度分）            2 損益計算書（直前事業年度分）            (1) 法人設立直後で決算期末到来の場合は、設立時の貸借対照表またはこれに代わる書面等を提出。            (2) 連結決算の場合は、申請法人のみの単独決算書類を提出。</p> <p>3 個別注記表（直前事業年度分）            (1) 決算書類に附属する注記表で消費税の会計処理に関する部分が必要。            (2) 税抜き方式で決算書を作成していても、個別注記表で「税抜き方式」である旨の注記がされていない場合は、代表者による証明書（決算書表紙への追記でも可）を提出。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「第〇期の決算書は、税抜き方式で作成していることを証明します。〇〇株式会社 代表取締役××」</p> </div> <p>この場合、申請書の売上高欄は、損益計算書の売上高をそのまま記入。（千円未満切り捨て）            会計方針に、「収益認識に関する会計基準」を適用されている場合でも同様。</p>

書類名	物品	役務	内容
⑩ 直前事業年度分の 決算書類のコピー	○	○	<p>4 税込方式の場合等</p> <p>決算書が税抜き方式で作成されていない場合や、個別注記表等で税抜き方式であることが確認できない場合、また個人事業で個別注記表を作成していない場合は、次により処理する。</p> <p>○ 当該会計期間（課税期間）分の「消費税及び地方消費税の確定申告書控え（第一表）」及び「付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（一般課税の方）」又は「付表5-1 控除対象仕入税額等の計算書（簡易課税の方）」を添付。この場合、申請書の売上高欄は、次により記載して構わない。（千円未満切り捨て）</p> <p>（一般課税の方） 消費税確定申告書の「⑩資産の譲渡等の対価の額」</p> <p>（簡易課税の方） 消費税確定申告書の「⑮この課税期間の課税売上高」</p> <p>※上記の消費税確定申告書に基づく処理ができない場合は、1. 10で割り戻して記載すること。</p> <p>5 免税事業者</p> <p>(1) 直近の決算が設立後2期目以内の場合</p> <p>以下の代表者による証明書（決算書表紙への追記でも可）を提出。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「当社は、設立後3期目の決算にいたっておらず、直近の会計期間において免税事業者であったことを証明します。 ○○株式会社 代表取締役××」</p> </div> <p>(2) (1)以外の場合・・・①及び②</p> <p>① 直近の会計期間において免税事業者であったことを証する代表者の証明（決算書表紙への追記でも可）。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>当社は、直近の会計期間において基準期間の課税売上高が一千万円以下のため、免税事業者であったことを証明します。 ○○株式会社 代表取締役××」</p> </div> <p>② 直近の会計期間に係る基準期間（直近決算の2期前の決算）の損益計算書等の課税売上高がわかる書類</p> <p>※この場合、損益計算書の「売上（収入）金額」をそのまま売上高として申請書に記載して構わない。また、いわゆる白色申告の個人事業主で損益計算書等を作成していない場合は、所得税の確定申告書の「収入金額等」の「事業（営業等㉞）」の金額をそのま</p>



書類名	物品	役務	内容
			<p>ま記載して構わない。ただし、これらの書類を提出しても上欄「⑮法人税及び消費税・地方消費税の完納証明書」の提出は必要。</p> <p>6 未決算等</p> <p>設立後間もなく未決算の場合や、営利事業を行っていない公益法人等については、申請書の売上高～流動比率欄に斜線を入れれば、決算関係書類は不要。ただし、活動を行っていることがわかる書類（総会報告、会社のパンフレット、ホームページの写し）を添付すること。</p>

☆ 岡山県税の完納証明書及び市町村税の完納証明書

		岡山県税	市町村税
本店が岡山県内にある場合	委任状を提出しない場合	岡山県 (最寄りの県民局及び地域事務所)	本店所在地の市町村
	委任状を提出する場合	岡山県 (最寄りの県民局及び地域事務所)	受任者事業所所在地の市町村
本店が岡山県外にある場合	委任状を提出しない場合	岡山県内に事務所・事業所がない場合	不要
		委任は行わないが岡山県内に事務所・事業所がある場合	岡山県 (最寄りの県民局及び地域事務所)
	委任状を提出する場合	受任者の所在地が岡山県内の場合	岡山県 (最寄りの県民局及び地域事務所)
		受任者の所在地は岡山県外だが、岡山県内に事務所・事業所がある場合	岡山県 (最寄りの県民局及び地域事務所)
		受任者の所在地が岡山県外で、岡山県内に事務所・事業所がない場合	不要

### 3 格付加点項目

地域・社会に貢献する企業に対し、格付への加点を行っています。加点を希望する方は、次の事項を証明する書類を提出してください。

※提出は任意ですので、格付への加点を希望される方のみ提出してください。

	提出書類	注意すべき事項	問い合わせ先
環境基準等の達成状況	ISO（国際標準化機構）規格の登録証のコピー ※申請日現在有効なもの（郵送等での提出の場合県庁への到着日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO9001 又は ISO14001 が対象となります。</li> <li>・（公財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関の認証取得が条件です。</li> <li>・申請日現在有効な登録で、初回登録日、更新日（更新している方）及び有効期限が記載されている登録証の写しであること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人日本適合性認定協会 電話(03) 6823-5700</li> <li>・各認定機関</li> </ul>
	エコアクション21の認証・登録証のコピー ※申請日現在有効なもの（郵送等での提出の場合県庁への到着日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコアクション21中央事務局（一般財団法人持続性推進機構）が認定した審査登録機関の認証・登録が条件です。</li> <li>・ISO14001 との重複加点は行いませんので、御留意ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコアクション中央事務局</li> <li>・エコアクション21地域事務局（岡山県の場合） 岡山県環境保全事業団 電話(086)298-2122</li> </ul>
障害者雇用	雇用義務あり 障害者雇用状況報告書（様式第6号）のコピー ※直前の6月1日現在のもの ※公共職業安定所（ハローワーク）の受付印のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、法定雇用率を達成していること。</li> <li>・法定雇用率達成とは、公共職業安定所（ハローワーク）に提出している障害者雇用状況報告書の表中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」欄が0人の場合です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各公共職業安定所（ハローワーク）</li> <li>・電子申請の場合は受付完了画面のコピーを添付</li> </ul>
	雇用義務なし ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー ②1年以上の常勤性が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者・知的障害者・精神障害者いずれかを1人以上雇用している場合は該当します。</li> <li>・各障害者の等級等は問いません。</li> <li>・<u>事業主、役員の方は対象となりません。</u></li> <li>・常勤性が確認できる書類とは、厚生年金被保険者標準報酬決定通知書又は賃金台帳等です。</li> </ul>	

男女共同参画	<p>一般事業主行動計画策定届のコピー</p> <p>※計画期間が満了していないもの</p> <p>※労働局の受付印のあるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「次世代育成支援対策推進法」又は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画策定届を提出していることが条件です。</li> <li>・様式第2号（次世代法・女性活躍推進法一体型）を使用して届出を行っている場合は、両方の加点を受けられます。</li> <li>・労働局の受付印がない場合、厚生労働省HP「両立支援のひろば」や「女性の活躍推進企業データベース」又は自社HPで公表していれば、該当箇所をプリントアウトしたものを<u>一般事業主行動計画策定届へ添付して提出してください。</u></li> <li>・「プラチナくるみん」の場合も策定届もしくは実施状況の公表HPを添付する</li> </ul>	<p>（岡山県の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山労働局雇用環境・均等室</li> </ul> <p>TEL(086) 225-2017</p>
情報・通信サービス※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証のコピー</li> <li>・プライバシーマーク 付与認定証のコピー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>役務「大分類8 情報・通信サービス」を申請した場合に「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証」、「プライバシーマーク 付与認定」を受けていること。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（一財）日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）</li> <li>・（一社）情報マネジメントシステム認定センター</li> </ul> <p>電話（03）-5860-7570</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーマーク推進センター</li> </ul> <p>電話（03）-5860-7563</p>

※ 情報・通信サービスに係る加点項目は、役務「大分類8 情報・通信サービス」を申請した場合に限る。

※申請日現在有効なもの（郵送等での提出の場合県庁への到着日）

※認証・認定更新手続により、申請書到達日現在、有効期限が経過している場合は、更新中であることを証する書面のコピーを提出してください。

提出前に確認してください

- ・必ず記載例を確認のうえ、不備のないように作成をしてください。
- ・必要な書類のみ送付してください。
- ・日付は作成日を入れてください。
- ・必要な添付書類は期限が切れていないか確認してください。



## 4 申請書類の提出に関する注意事項

### 1 申請書類の写し

コピー可の書類は、コピーの提出が良いが鮮明なものに限る。

### 2 指定した様式以外による書類提出

岡山県が指定した様式以外の書面を使用した申請書類の提出は受理できない。

### 3 官公署発行の証明書（P 7～8 ⑩～⑮）について

- (1) 証明（発行）年月日が申請書到達日前3か月以内のもの。
- (2) 証明書の取得方法に関する詳細は、各証明書発行機関へ照会すること。

### 4 税の完納証明書（P 8 ⑬～⑮）

申請書到達日現在、県税、岡山県内市町村税、法人税及び消費税・地方消費税等の滞納（納税、徴収、換価の猶予を受けている場合は滞納にあたらぬ）がある場合は受理できない。

### 5 「常勤（常時雇用）」及び「従業員」の定義

(1) 「常勤（常時雇用）」とは、事業所においてフルタイムで勤務する形態をいい、「従業員」とは、事業主に直接雇用されている労働者のうち雇用期間の定めのないフルタイム労働者を意味する。以下の場合、常勤従業員には該当しない。

- ・ 1日の雇用という期間を限定された雇用が繰り返される「日々雇用」
- ・ 「この業務が完了するまで」という雇用期間が限定されたもの
- ・ 他の従業員が月25日の勤務であるが、当該者が月20時間未満の勤務だけでよいというもの

#### (2) 常勤性が確認できる書類のコピー

- ・ 障害者雇用を義務づけられていない事業者が、障害者を1名以上常時雇用している場合は、P 22に記載している障害者手帳等と常勤性が確認できる書類の提出により、加点が認められる。

<提出書類>

法人事業者		(社会保険) 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届 (社会保険事務所等の受付印のあるもの) のコピー
個人事業者	従業員5人以上	同上
	従業員4人以下	(雇用保険) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は被保険者証のコピー (賃金支払状況) 賃金台帳のコピー (1年間以上の支払状況がわかるもの)

## 6 事業協同組合の総合点数算定に関する特例申請書（P 26 参照）※役務のみ

「中小企業等協同組合法」に基づく事業協同組合のうち、次の各項目のすべてに該当する組合は、事業協同組合の総合点数算定に関する特例申請を行うことができます。

当該特例申請を希望される方は、岡山県物品・役務の提供の契約に係る入札参加資格審査申請と同時に申請してください。

※詳細については、各業務種目の担当課までお問い合わせください。

- 1 中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けていること。
- 2 審査対象事業者（組合の理事が役員又は事業主となっている法人又は個人の事業者のうちから3者を限度として選出したものをいう。）の営業年数の平均値が、申請書到達日現在で2年以上経過している組合であること。
- 3 申請日前2カ年において、不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている組合でないこと。（審査対象事業者がこれに該当する場合を含む。）
- 4 岡山県内に所在地を有する組合であること。）

事業協同組合の総合点数算定に関する特例申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

(申請者)  
所在地  
名称  
代表者の氏名

令和 年度岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査について事業協同組合に係る入札参加資格の審査のための総合点数の算定方法等に関する特例に関する要領の適用を受けたいので、同要領第4条の規定により次のとおり申請します。

記

1 申請する業務種目

2 審査対象事業者

商号又は名称 (電話番号)	代表者の氏名	所在地	申請 業務種目

(添付書類)

- ① 適格組合証明に関する書類の写し
- ② 組合の役員及び組合員の名簿
- ③ 組合の定款
- ④ 組合の役務の提供に係る施行体制等を定めた書類
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める書類

## 5 法人格のない団体等の申請

### 1 法人格のない団体とは

団体としての実態はあるが、法令上の要件を欠くため法人登記ができないか、団体の性質からあえて法人登記をしていない団体のことです。設立登記前の会社、町内会、サークル、学会などがあります。原則として、団体代表者個人の申請としての取り扱いとなるため、添付書類についても代表者個人のものを添付してください。

### 2 法人税法における「人格のない社団等」

上記1の法人格のない団体の内、一定の要件を満たす団体は、法人税法において「人格のない社団等」として法人とみなされる場合があります。この場合、団体に対し消費税及び地方消費税が課税されます。ただし、法人税法において「人格のない社団等」として法人とみなされ、課税されている場合は、団体に係る書類の添付が必要です。

### 3 「人格のない社団等」の入札参加資格申請について

入札参加資格申請において、法人格のない団体は、団体代表者個人の申請として取り扱っていましたが、法人税法における「人格のない社団等」については、下記のとおりとします。

提出書類	提出書類の説明
法人税及び消費税・地方消費税の完納証明書	「その3の3（法人用）」を提出。 *「その3の3」が取得できない場合は、代表者個人での申請となります。
登記事項証明書	「団体の規約・定款」と団体の代表者がわかる書類を提出。 *法人登記がないため、登記事項証明書は取得できません。
*法人税及び消費税・地方消費税の完納証明書（その3の3）（法人用）が取得できるが、法人登記のない（登記事項証明書が取得できない）団体が「人格のない社団等」です。	
身分証明書	代表者個人分について提出。
岡山県税の完納証明書	団体のものを提出。（岡山県に納税義務がある場合のみ。） *この場合、代表者個人の県税の完納証明書は不要です。
岡山県内の市町村税の完納証明書	団体のものを提出。（岡山県市町村に納税義務がある場合のみ。） *この場合、代表者個人の市町村税の完納証明書は不要です。
印鑑証明書	代表者個人分について提出。
決算書類	団体のものを提出。 *この場合、代表者個人の確定申告書の写しの提出は不要です。

\*提出書類の詳細は、本手引きの該当ページを参照ください。

\*ご不明な点については、用度課管理班までお問い合わせください。



## 5 営業種目表

大分類		小分類		品目例	許可・認可等が必要な物品の売買を希望する場合は、それを証するものの写しを添付すること（例示） ※事業所毎に許可が必要である場合は委任先のものを出すること
番号	種別	番号	種別		
1	事務用具・機器	1	文具	文房具, ファイル 等	
		2	事務用機器	パソコン, ソフトウェア, プリンタ, トナー 等	
		3	机・イス	机, 椅子, ロッカー, 整理棚 等 具体例を記入	
		4	印章	木印, ゴム印, 日付印 等	
		5	紙	一般用紙類, 封筒, P P C用紙 トイレットペーパー 等	
2	家具工類	1	家具類	机, イス, 衝立, 応接セット 等 具体例を記入	
		2	室内装飾	絨毯, カーテン, ブラインド 等 具体例を記入	
3	薬品類	1	人体薬品	ワクチンを含む。	→医薬品販売業許可証, 薬局開設許可証 動物用医薬品販売業許可証 麻薬卸（小）売業者免許証 毒物劇物販売業登録票 農薬販売届（受付印の押印されたもの）
		2	動物薬品	具体例を記入	
		3	農業薬品	具体例を記入	
		4	化学工業薬品		
		5	環境衛生薬品		
		6	衛生材料	石鹼, 消毒用アルコール 等	
4	印刷類	1	謄写	孔版, タイプ謄写 等	注：撮影・デザインなど委託契約には物品の資格は必須ではありませんが、名簿を参考にすることがあります。
		2	オフセット	平版, 写植, タイプオフ 等	
		3	電子印刷	エレファクス, ゼロックス 等	
		4	活版	凸版 等	
		5	製本		
		6	写真	青写真, 現像, マイカ撮影したものの現像	
		7	その他	出版, 地図製作印刷, シール印刷 等	
5	燃料・油脂類	1	石油	ガソリン, 灯油, 軽油, 重油 等 具体例を記入	→揮発油販売業者登録通知書 石油販売業開始届出書（受付印の押印されたもの）  液化石油ガス（高圧ガス）販売業登録済証
		2	石炭・木炭	具体例を記入	
		3	プロパン	プロパンガス, ブタンガス 等 具体例を記入	
		4	諸油	潤滑油 等 具体例を記入	
6	機械器具類	1	理化学機器	分析機器, 実験機器 等 具体例を記入	→医療機器販売業許可証, 届出済証 医療機器製造販売業許可証 医療機器修理業許可証  →特定計量器修理・販売事業届出書 （届出の必要な者）（受付印の押印されたもの）
		2	電気通信機器	家庭電器, エアコン 音響装置, 通信機器 等 具体例を記入	
		3	工事産業機器	建設機械, 農業用機械, 工作機械 等 具体例を記入	
		4	医療機器	X線装置 等 具体例を記入	
		5	精密機器	写真機, 顕微鏡, 映写機, フィルム 等 具体例を記入	
		6	計測機器	体温計, 音響測定機器, 計測用機器, 気象用機器 等 具体例を記入	
		7	厨房機器	調理台, 流し台 等	
		8	その他	ミシン, ボイラー, ガス機器, 防災・福祉関係の機械 等	

## 5 営業種目表

大分類		小分類		品目例	許可・認可等が必要な物品の売買を希望する場合は、それを証するものの写しを添付すること（例示） ※事業所毎に許可が必要である場合は委任先のものを出すること	
番号	種別	番号	種別			
7	工事用材料	1	鋼材	鋼材、鋼管 等		
		2	セメント等	アスファルト、セメント、石灰ブロック 等 具体例を記入		
		3	砂利等	砂利、碎石、砂 等 具体例を記入		
		4	その他	木材、硝子、塗料、バルブ 等 具体例を記入		
8	船舶車輜類・	1	車輜	自動車、自動二輪車、自転車 等（部品・工具類含む）	→自動車分解整備事業認証書、指定自動車整備事業指定書等が必要な業務もあります。	
		2	船舶	鋼船、木船、ゴムボート 等 具体例を記入		
		3	その他	航空機部品 等		
9	その他	1	百貨	百貨		
		2	装飾品	時計、貴金属、宝石		
		3	書籍	法規、地図、刊行物 教材（ビデオ・DVD含む） 等 種類が分かるように記入		
		4	運動・楽器	スポーツ用品、楽器、レジャー用品 等 以上に分類できない場合は 具体例を記入		
		5	金物・荒物・雑貨	金物、雑貨、食器、大工道具 等 以上に分類できない場合は 具体例を記入		
		6	繊維	布団、テント、作業服、制服、防災服 等 以上に分類できない場合は 具体例を記入		
		7	皮革・合成樹脂	靴、靴、ゴム・プラスチック製品 等 具体例を記入		
		8	食料品	米、野菜、魚介、畜産物、缶詰 飲料水、果物、茶 等 具体例を記入		
		9	種苗・花木	種子、苗木、生花 等		→種苗業者届出書
		10	動物	牛、豚、モルモット 等 具体例を記入		(届出の必要な者)(受付印の押印されたもの)
		11	記念品・標識	き草、カップ、標識、看板、横断幕 等 以上に分類できない場合は 具体例を記入		→屋外広告業登録済証
		12	レンタル・リース類	事務用機器、機械器具類、プレハブ 等 具体例を記入		→医療機器賃貸業許可証、届出済証
		13	その他	飼料、肥料、火薬、銃、模型、茶道具、一般高圧ガス、ミニハウス、電気 等		→火薬類販売営業許可証 肥料販売業務開始届出書(受付印の押印されたもの) 小売電気事業者の登録済通知書
10	払い下げ品類	1	金属買受		→金属くず取扱業届出済証	
		2	自動車買受	自動車、自動二輪、自転車、原付 等	→古物商許可証	
		3	紙製品買受			
		4	古物買受	ゴム、事務機器類 等 具体例を記入	→古物商許可証	
		5	生産品買受	家具、動物 等 具体例を記入	→古物商許可証 ※払い下げ品類は、営業所ごとに必要です。	

## 役務の提供の契約に係る業務種目区分表及び担当課

大分類		小分類		具体的事例	担当課	担当班
番号	種目	番号	種目			
1	建物等の保守管理	1	建築物清掃	庁舎・床・ガラス・外壁等の清掃	総務部財産活用課	庁舎管理班 庁舎営繕班
		2	有線通信設備保守	電話交換設備等の保守点検		
		3	放送、時計設備等保守	放送、時計設備等の保守点検		
		4	無線通信設備保守	無線通信、テレビ共聴設備等の保守点検、電波伝搬調査		
		5	建築物飲料水貯水槽等清掃	貯水槽・受水槽・高架水槽等の清掃		
		6	浄化槽の保守・清掃	浄化槽の保守点検、浄化槽の清掃、浄化槽汚泥の収集・運搬		
		7	排水槽の清掃	排水槽の清掃、ビルビット汚泥の収集・運搬		
		8	建築物ねずみ昆虫等防除	ねずみ・ゴキブリ等防除		
		9	電気・機械設備等の運転・監視	電気・機械設備等の運転監視及び維持管理業務		
		10	中央監視設備等保守	中央監視設備等の保守点検		
		11	電気設備等保守	受電・配電設備・自家用電気工作物等の保守点検		
		12	給排水・換気設備等保守	ポンプ・送風機・ダンパー等の保守点検		
		13	冷暖房設備等保守	冷暖房・冷温水機等の保守点検		
		14	ボイラーの運転・清掃・保守	ボイラーの運転・清掃等保守点検		
		15	危険物施設保守	オイルタンク等の保守点検		
		16	消防設備保守	消火設備・火災報知器・避難器具等の保守点検		
		17	昇降機等保守	エレベーター・エスカレーター等の保守点検		
		18	庭木・芝生管理(剪定・殺虫消毒)	敷地内の樹木剪定・殺虫消毒・除草・草刈り等		
		19	建築物等の定期点検	建築物、建築設備、昇降機、防火設備の定期点検		
		20	施設の管理・運営	プール等の清掃等管理運営		
		21	その他	建物空気環境測定・配管内部調査等		
2	廃棄物処理	1	一般廃棄物(収集・運搬)			
		2	一般廃棄物(処分)			
		3	産業廃棄物(収集・運搬)			
		4	産業廃棄物(処分)	処理・中間処理		
		5	特別管理廃棄物(収集・運搬)			
		6	特別管理廃棄物(処分)	処理・中間処理		
		7	廃棄物再生事業	ビン・缶等の処理		
		8	その他			
3	警備	1	施設警備	有人警備・宿直・夜間巡視等		
		2	機械警備	監視・警報機器等による警備		
		3	その他警備	イベント警備・駐車場等管理・受付案内等		
4	調査・研究 (情報・通信サービスを除く)	1	調査・研究(社会経済分野)	意識調査、市場調査、交通量調査、地域計画策定等	出納局用度課	
		2	調査・研究(自然科学分野)	各種試験研究、技術開発研究等		
		3	環境測定	大気・水質・土壌分析、ダイオキシン測定、騒音測定等		
		4	検査	臨床検査、血液検査、理化学検査等		
		5	その他	作業環境測定		
5	企画・製作 (情報・通信サービスを除く)	1	物品	展示品・レプリカ・印刷物等の製作・修復、表具	出納局用度課	管理班
		2	看板	看板・懸垂幕・案内板等の製作・設置		
		3	写真・製図	写真撮影、航空写真撮影、図面作成等		
		4	映画・ビデオ	映画・ビデオ・DVD・スライド等の製作		
		5	広告・広報	CMの製作、テレビ・ラジオ・新聞・車体利用等による広告・広報		
		6	イベント企画・運営	催事の企画立案・会場設営・展示作業等		
		7	デザイン企画	看板・印刷物等のデザイン		
		8	その他	旅行企画		

大分類		小分類		具体的事例	担当課	担当班
番号	種目	番号	種目			
6	運送・保管	1	旅客運送	バス(スクールバス含む)、船舶、ヘリコプター等	出納局 用度課	管理班
		2	貨物運送	定期集配、引越、宅配便等		
		3	梱包・発送	梱包、封入・封緘、圧着葉書処理、発送等		
		4	保管	貸倉庫、トランクルーム等		
		5	その他	レッカー作業		
7	機械設備等保守点検 (情報・通信サービスを除く)	1	計測機器	測量・環境測定機器等		
		2	分析機器	理化学・精密機器等		
		3	その他機器	医療・電気通信機器等		
		4	機械	産業工作機械等		
		5	設備(建物等の保守管理以外)	電気設備・音響設備・上下水道施設設備等		
		6	その他			
8	情報・通信サービス	1	コンテンツ作成	ホームページ・動画コンテンツ作成等	総務部 デジタル推進課	地域情報 化班
		2	システム等開発・改良	システム、ソフトウェアの開発・改良		
		3	システム等管理運営	ソフトウェア及びハードウェアの管理、システム(ハード・ソフト)運用		
		4	データ処理	データ入力・出力処理		
		5	ASP(アプリケーションサービスプロバイダー)	インターネットを使ったアプリケーションのレンタルサービス		
		6	情報セキュリティサービス	セキュリティ監査等		
		7	通信サービス(システムを利用するものに限る)	インターネット接続サービス等		
		8	情報・通信サービスに係る調査(通信に関するものはシステムを利用するものに限る)	システムに関する調査、新技術の研究開発等		
		9	その他	研修企画等		
9	その他 (情報・通信サービスを除く)	1	健康診断	定期健診、人間ドック、健康相談等	出納局 用度課	管理班
		2	給食業務	学校給食、食堂運営、配食サービス等		
		3	人材派遣サービス	労働者派遣		
		4	研修業務	研修、セミナー企画、講師派遣等		
		5	筆耕・翻訳	タイプ、テープ起こし、速記、通訳等		
		6	損害保険	イベント保険、自動車保険、火災保険等		
		7	クリーニング	寝具等		
		8	公園・河川の管理	公園・河川・水門・樋門等の管理		
		9	森林管理	県有林・県有山地の管理等		
		10	その他			



《上記担当課への連絡先》

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

- 1 出納局 用度課 管理班(県庁地下1階) (電話) 086-226-7537  
(FAX) 086-221-8173
- 2 総務部 財産活用課 庁舎管理班(県庁4階) (電話) 086-226-7234  
庁舎営繕班(県庁4階) (電話) 086-226-7238  
(FAX) 086-224-3660
- 3 総務部 デジタル推進課 (電話) 086-226-7264  
地域情報化班(県庁4階) (FAX) 086-235-9737

業務種目区分及び関係許認可・資格等一覧表

※小分類の業務に対応した各種許認可・資格等を提出してください。

※小分類の業務について複数の許認可・資格等を記載してある場合は、提出できるものはすべて提出してください。

（なお、担当課が「財産活用課」の業務の場合のみ、1つ以上の提出が必須となります。〈P30～31参照〉）

※同一人が、同一名の資格について1級2級などの複数の資格を所持している場合は、最上位の資格のみ提出してください。

大分類 番号	小分類 種目	番号	種目	具体的事例	許認可・届出・資格等		
					許認可・届出・資格等の名称	必要様式	根拠法令及び根拠規定
1	建物等の保守管理	1	建築物清掃	庁舎・床・ガラス・外壁等の清掃	・建築物清掃業登録 ・建築物環境衛生総合管理業登録	⑦	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「ビル管法」) 第12条の2第1項
		2	有線通信設備保守	電話交換設備等の保守点検	工事担任者資格者 (AI第1・2・3種、DD第1・2・3種、AI・DD総合種、アナログ第1・2・3種、デジタル第1・2・3種、アナログ・デジタル総合種)	⑨の1 (⑨の3)	電気通信事業法 第71条
		3	放送、時計設備等保守	放送、時計設備等の保守点検	—	—	—
		4	無線通信設備保守	無線通信、テレビ共聴設備等の保守点検、電波伝搬調査	・第1級・第2級 陸上無線技術士 ・第1級・第2級・第3級 陸上特殊無線技士 ・第1級・第2級 有線テレビジョン放送技術者 ・CATV総合管理技術者 ・第1級・第2級 CATV技術者	⑨の1 (⑨の3)	電波法 第39条、第40条
		5	建築物飲料水貯水槽等清掃	貯水槽・受水槽・高架水槽等の清掃	・建築物飲料水貯水槽清掃業登録	⑦	ビル管法 第12条の2第1項
		6	浄化槽の保守・清掃	浄化槽の保守点検	浄化槽保守点検業登録	⑦	浄化槽法 第48条
				浄化槽の清掃	浄化槽清掃業許可	⑦	浄化槽法 第35条
		7	排水槽の清掃	浄化槽汚泥の収集・運搬	・一般廃棄物収集運搬業許可 ・一般廃棄物処理業許可 ・一般廃棄物処分業許可	⑦	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」) 第7条第1項、第6項
				排水槽の清掃	酸素欠乏危険作業主任者	⑨の1 (⑨の)	労働安全衛生法 第14条
		8	建築物ねずみ昆虫等防除	ビルピット汚泥の収集・運搬	・一般廃棄物収集運搬業許可 ・一般廃棄物処理業許可 ・一般廃棄物処分業許可	⑦	廃掃法 第7条第1項、第6項
				ねずみ・ゴキブリ等防除	建築物ねずみ昆虫等防除業登録	⑦	ビル管法 第12条の2第1項
		9	電気・機械設備等の運転・監視	電気設備・冷暖房設備の運転・監視・調整	第1種・第2種・第3種 電気主任技術者	⑨の1 (⑨の3)	電気事業法 第44条
				給排水設備、電気設備の小修繕	・第1種・第2種 電気工事士 ・1級・2級 ビル設備管理技能士		電気工事士法 第3条 職業能力開発促進法 第50条
				自火報設備の小修繕	・甲・乙種第4類 消防設備士 ・第1種・第2種 消防設備点検資格者		消防法 第17条の6
				自家用発電設備の運転管理	甲・乙種第1～6類・丙種 危険物取扱者 自家用発電設備専門技術者(保全部門)		消防法 第13条、危規則 第49条 —
10	中央監視設備等保守	中央と現場機器の測定(誤差修正) 改修工事に伴う画面の修正 機器の調整・修理・取替	・各メーカーの研修修了者 ・1級計装士	⑨の1 (⑨の3)	各メーカーの規定		
11	電気設備等保守	電気工作物の工事、維持、運用に関する保安の監督・保守点検	第1種・第2種・第3種 電気主任技術者 第1種・第2種 電気工事士	⑨の1 (⑨の3)	電気事業法 第44条 電気工事士法 第3条		
		自家用発電設備の点検整備	自家用発電設備専門技術者(保全部門)		火災予防条例等		
12	給排水・換気設備等保守	ポンプ・送風機・ダンパー等の保守点検	—	—	—		
13	冷暖房設備等保守	冷暖房・冷温水機等の保守点検	・第1種・第2種・第3種 冷凍機械責任者 ・特級・1級・2級 ボイラー技士 ・ボイラー整備士 ・冷媒フロン類取扱技術者 第1種 第2種 第1種フロン類回収業者 第1種フロン類充填回収事業者	⑨の1 (⑨の3)  ⑦	高圧ガス保安法 第27条の4 ボイラー及び压力容器安全規則 第23条、第35条  特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 第9条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条		
14	ボイラーの運転・清掃・保守	ボイラーの運転	特級・1級・2級 ボイラー技士	⑨の1 (⑨の3)	ボイラー及び压力容器安全規則 第23条		
		ボイラーの整備・清掃	ボイラー取扱技能講習修了者 ボイラー整備士		ボイラー及び压力容器安全規則 第23条 ボイラー及び压力容器安全規則 第35条		
15	危険物施設保守	危険物の保安管理 オイルタンク等の保守点検	甲・乙種第1～6類・丙種 危険物取扱者 定期点検技術者講習修了者	⑨の1 (⑨の3)	消防法 第13条 危険物の規制に関する規則 第62条の6		

※小分類の業務に対応した各種許認可・資格等を提出してください。

※小分類の業務について複数の許認可・資格等を記載してある場合は、提出できるものはすべて提出してください。

（なお、担当課が「財産活用課」の業務の場合のみ、1つ以上の提出が必須となります。〈P30～31参照〉）

※同一人が、同一名の資格について1級2級などの複数の資格を所持している場合は、最上位の資格のみ提出してください。

大分類	小分類		具体的事例	許認可・届出・資格等			
	番号	種目		許認可・届出・資格等の名称	必要様式	根拠法令及び根拠規定	
1	(前ページからの続き) 建物等の保守管理	16	消防設備保守	消火設備・火災報知器・避難器具等の保守点検	・甲種第1～5類、乙種第1～7類 消防設備士 ・第1種・第2種 消防設備点検資格者	⑨の1 (⑨の3)	消防法 第17条の3の3
		17	昇降機等保守	エレベーター・エスカレーター等の保守点検	昇降機等検査員資格者	⑨の1 (⑨の3)	建築基準法 第12条第4項
		18	庭木・芝生管理(剪定・殺虫消毒)	敷地内の樹木剪定・殺虫消毒・除草・草刈り等	・1級・2級 造園施工管理技士 ・1級・2級・3級 造園技能士	⑨の1 (⑨の3)	建設業法 第27条 職業能力開発促進法 第50条
		19	建築物等の定期点検	建築物の定期点検	・1級・2級 建築士 ・特定建築物調査員資格者	⑨の1 (⑨の3)	建築基準法 第12条第2項
				建築設備の定期点検	・1級・2級 建築士 ・建築設備検査員資格者		建築基準法 第12条第4項
				昇降機の定期点検	・1級・2級 建築士 ・昇降機等検査員資格者		建築基準法 第12条第4項
				防火設備の定期点検	・1級・2級 建築士 ・防火設備検査員資格者		建築基準法 第12条第4項
20	施設の管理・運営	プール等の清掃等管理運営	建築物環境衛生総合管理業登録	⑦	ビル管法 第12条の2第1項		
21	その他	建物空気環境測定等	・建築物空気環境測定業登録 ・建築物環境衛生総合管理業登録	⑦	ビル管法 第12条の2第1項		
2	廃棄物処理	1	一般廃棄物(収集・運搬)	・一般廃棄物収集運搬業許可 ・一般廃棄物処理業許可	⑦	廃掃法 第7条第1項	
		2	一般廃棄物(処分)	一般廃棄物処分業許可	⑦	廃掃法 第7条第6項	
		3	産業廃棄物(収集・運搬)	産業廃棄物収集運搬業許可	⑦	廃掃法 第14条第1項	
		4	産業廃棄物(処分)	処理・中間処理	産業廃棄物処分業許可	⑦	廃掃法 第14条第6項
		5	特別管理廃棄物(収集・運搬)		特別管理廃棄物収集・運搬業許可	⑦	廃掃法 第14条の4第1項
		6	特別管理廃棄物(処分)	処理・中間処理	特別管理廃棄物処分業許可	⑦	廃掃法 第14条の4第6項
		7	廃棄物再生事業	ビン、缶等の処理	廃棄物再生事業者登録	⑦	廃掃法 第20条の2第1項
		8	その他		—	—	—
3	警備	1	施設警備	有人警備・宿直・夜間巡視等	警備業認定	⑦	警備業法 第4条
		2	機械警備	監視・警報機器等による警備	・警備業認定 ・機械警備業開始届出	⑦	警備業法 第4条 警備業法 第40条
		3	その他警備	イベント警備・駐車場等管理・受付案内等	警備業認定	⑦	警備業法 第4条

※小分類の業務に対応した各種許認可・資格等を提出してください。

※小分類の業務について複数の許認可・資格等を記載してある場合は、提出できるものはすべて提出してください。

（なお、担当課が「財産活用課」の業務の場合のみ、1つ以上の提出が必須となります。〈P30～31参照〉）

※同一人が、同一名の資格について1級2級などの複数の資格を所持している場合は、最上位の資格のみ提出してください。

大分類 番号	種目	小分類		具体的事例	許認可・届出・資格等の例		
		番号	種目		許認可・届出・資格等の名称	必要様式	根拠法令及び根拠規定
4	調査・研究(情報・通信サービスを除く)	1	調査・研究(社会経済分野)	意識調査、市場調査、交通量調査、地域計画策定等	—	—	—
		2	調査・研究(自然科学分野)	各種試験研究、技術開発研究等	—	—	—
		3	環境測定	大気・水質・土壌分析、ダイオキシン測定、騒音測定等	計量証明事業登録 ・特定計量証明事業認定 ・水質検査機関登録	⑦	計量法 第107条 ・計量法 第121条の2 ・水道法 第20条
		4	検査	臨床検査、血液検査、理化学検査等	衛生検査所登録	⑦	臨床検査技師等に関する法律 第20条の3
		5	その他	作業環境測定	作業環境測定機関登録	⑦	作業環境測定法 第33条
5	企画・製作(情報・通信サービスを除く)	1	物品	展示品・レプリカ・印刷物等の製作・修復、表具	—	—	—
		2	看板	看板・懸垂幕・案内板等の製作・設置	—	—	—
		3	写真・製図	写真撮影、航空写真撮影、図面作成等	—	—	—
		4	映画・ビデオ	映画・ビデオ・DVD・スライド等の製作	—	—	—
		5	広告・広報	CMの製作、テレビ・ラジオ・新聞・車体利用等による広告・広報	—	—	—
		6	イベント企画・運営	催事の企画立案・会場設営・展示作業等	—	—	—
		7	デザイン企画	看板・印刷物等のデザイン	—	—	—
		8	その他	旅行企画	旅行業登録	⑦	旅行業法 第3条
6	運送・保管	1	旅客運送	バス(スクールバス含む)、船舶、ヘリコプター等	一般旅客自動車運送事業許可 航空運送事業許可	⑦	道路運送法 第4条 航空法第100条
		2	貨物運送	定期集配、引越、宅配便等	一般貨物自動車運送事業許可 ・貨物軽自動車運送事業届出	⑦	貨物自動車運送事業法 第3条・第36条
		3	梱包・発送	梱包、封入・封緘、圧着葉書処理、発送等	—	—	—
		4	保管	貸倉庫、トランクルーム等	倉庫業登録	⑦	倉庫業法 第3条
		5	その他	レッカー作業	—	—	—
7	機械設備等保守点検(情報・通信サービスを除く)	1	計測機器	測量・環境測定機器等	—	—	—
		2	分析機器	理化学・精密機器等	—	—	—
		3	その他機器	医療・電気通信機器等	—	—	—
		4	機械	産業工作機械等	—	—	—
		5	設備(建物等以外)	電気設備・音響設備・上下水道施設設備等	—	—	—
		6	その他		—	—	—



※小分類の業務に対応した各種許認可・資格等を提出してください。

※小分類の業務について複数の許認可・資格等を記載してある場合は、提出できるものはすべて提出してください。

（なお、担当課が「財産活用課」の業務の場合のみ、1つ以上の提出が必須となります。〈P30～31参照〉）

※同一人が、同一名の資格について1級2級などの複数の資格を所持している場合は、最上位の資格のみ提出してください。

大分類		小分類		具体的事例	許認可・届出・資格等の例				
番号	種目	番号	種目		許認可・届出・資格等の名称	必要様式	根拠法令及び根拠規定		
8	情報・通信サービス	1	コンテンツ作成	ホームページ・動画コンテンツ作成等	必須としておりませんが、加対象になります。(P17参照)	⑨の2 (⑨の3)	情報処理の促進に関する法律		
		2	システム等開発・改良	システム、ソフトウェアの開発・改良	①システム監査技術者 ②ITストラテジスト(旧システムアナリスト含む) ③プロジェクトマネージャ ④情報処理安全確保支援士 ⑤システムアーキテクト (旧アプリケーションエンジニア含む)				
		3	システム等管理運営	ソフトウェア及びハードウェアの管理、システム(ハード・ソフト)運用	⑥ネットワークスペシャリスト (旧テクニカルエンジニア[ネットワーク]含む) ⑦データベーススペシャリスト (旧テクニカルエンジニア[データベース]含む)				
		4	データ処理	データ入力・出力処理	⑧エンベデッドシステムスペシャリスト(旧テクニカルエンジニア[エンベデッドシステム]含む) ⑨ITサービスマネージャ (旧テクニカルエンジニア[システム管理]含む)				
		5	ASP(アプリケーションサービスプロバイダー)	インターネットを使ったアプリケーションのレンタルサービス	⑩情報セキュリティスペシャリスト (旧テクニカルエンジニア[情報セキュリティ]含む)				
		6	情報セキュリティサービス	セキュリティ監査等	⑪応用情報技術者 (旧ソフトウェア開発技術者及び旧第一種情報処理技術者含む)				
		7	通信サービス(システムを利用するものに限る)	インターネット接続サービス等	電気通信事業の届出、登録又は認定(必須)			⑦	電気通信事業法
		8	情報・通信サービスに係る調査(通信に関するものはシステムを利用するものに限る)	システムに関する調査、新技術の研究開発等	上記の大分類8 小分類1～6に掲げる情報処理技術者の資格に同じ			⑨の2 (⑨の3)	情報処理の促進に関する法律
		9	その他	研修企画等					
9	その他(情報・通信サービスを除く)	1	健康診断	定期健診、人間ドック、健康相談等	・病院等開設許可 ・衛生検査所登録	⑦	・医療法 第7条 ・臨床検査技師等に関する法律 第20条の3		
		2	給食業務	学校給食、食堂運営、配食サービス等	—	—	—		
		3	人材派遣サービス	労働者派遣	・労働者派遣事業許可	⑦	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 第5条		
		4	研修業務	研修、セミナー企画、講師派遣等	—	—	—		
		5	筆耕・翻訳	タイプ、テープ起こし、速記、通訳等	—	—	—		
		6	損害保険	イベント保険、自動車保険、火災保険等	保険業免許等	⑦	保険業法 第3条		
		7	クリーニング	寝具等	・クリーニング所開設届出	⑦	クリーニング業法 第5条		
					・クリーニング師研修	—	クリーニング業法 第8条の2		
		8	公園・河川の管理	公園・河川・水門・樋門等の管理	—	—	—		
		9	森林管理	県有林・県有山地の管理等	—	—	—		
10	その他		—	—	—				

## 申請書記載例

# ① 提出書類確認表(物品)

※商号等の記載はゴム印押印でも可

申請者(商号又は名称)※	担当者(所属・氏名)	
	(TEL)	(FAX)
申請業務種目大分類 (今回申請の業務種目大分類番号の <b>主たる業務には◎をそれ以外は○をしてください。</b> )	<input type="checkbox"/> 該当の項目にチェック <input type="checkbox"/> 役務との同時申請有り <input type="checkbox"/> 役務との同時申請無し	
<b>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10</b>		

○申請者チェック欄で書類に漏れがないかチェックしてください。

	提出書類名	提出	手引き	申請者 チェック欄	県担当者 チェック欄	備考
②	物品・役務入札参加資格審査申請書(1枚目)	◎	P39		済 不備 該当無し	契約書等に押印する印が実印と異なる場合のみ、使用印の押印が必要(1枚目)
	入札参加資格審査申請書(2枚目)	◎	P40			
③	岡山県と取引を希望する業務種目(別紙)	△	P42		済 不備 該当無し	②に書ききれない場合のみ
④	委任状(様式第3号)	△	P44		済 不備 該当無し	契約締結権限等を委任する場合
⑤	役員等名簿(様式第2号)	◎	P45		済 不備 該当無し	法人・個人いずれも必要
⑥	岡山県内の支店・営業所等の一覧表(様式第6号)	△	△	△	済 不備 該当無し	物品は対象外
⑦	申請業務種目に関する許認可等の一覧表(様式第7号) (※許認可証の写しを添付すること)	△	△	△	済 不備 該当無し	物品は対象外
⑧	許認可等の写し	△	P16		済 不備 該当無し	許認可が必要な業務種目を申請する場合のみ
⑨	⑨の1 業務種目別有資格技術者数の一覧表(様式第8号) ⑨の2 業務種目別有資格技術者数の一覧表(様式第9号)	△	△	△	済 不備 該当無し	物品は対象外
	⑨の3 岡山県内の有資格技術者の一覧表(様式第10号) (※業務種目が担当課「財産活用課」の場合のみ資格証明書等のコピーを添付すること)	△	△	△	済 不備 該当無し	物品は対象外
⑩	登記事項全部証明書(コピー可)	◎ (△)	P17		済 不備 該当無し	個人事業者は支配人選任の場合のみ
⑪	身分証明書(コピー可)	△	P18		済 不備 該当無し	申請者又は受任者が個人の場合のみ
⑫	印鑑証明書(コピー可)	◎	P18		済 不備 該当無し	
⑬	岡山県税の完納証明書(コピー可)	◎ (△)	P18		済 不備 該当無し	岡山県に納税義務がある場合は必ず添付
⑭	岡山県内の市町村税の完納証明書(コピー可)	◎ (△)	P18		済 不備 該当無し	
⑮	法人税及び消費税・地方消費税の完納証明書(コピー可)	◎	P19		済 不備 該当無し	個人(その3の2)、法人(その3の3)
⑯	直前事業年度分の決算書類のコピー ・貸借対照表・損益計算書・個別注記表	◎	P19		済 不備 該当無し	税抜きまたは税込みの記載がわかるものを添付もしくは明記すること
⑰	ISO9001の規格登録証のコピー	△	P22		済 不備 該当無し	
⑱	ISO14001の規格登録証のコピー	△	P22		済 不備 該当無し	
⑲	エコアクション21の認証・登録証のコピー	△	P22		済 不備 該当無し	
⑳	障害者雇用状況報告書・事業主控えのコピー	△	P22		済 不備 該当無し	受付印または受付完了画面
	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー及び当該障害者の1年以上の常勤性が確認できる書類	△	P22		済 不備 該当無し	
㉑	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画策定届のコピー(要受付印)	△	P23		済 不備 該当無し	要受付印
	「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画策定届のコピー(要受付印)	△	P23		済 不備 該当無し	
㉒	情報・通信サービスに係る事業者認定等制度の登録証のコピー	△	△	△	済 不備 該当無し	物品は対象外

※ 提出欄: ◎=新規・更新の場合は必ず提出、△=該当する場合に提出

# ① 提出書類確認表(役務)

※商号等の記載はゴム印押印でも可

申請者(商号又は名称)※	担当者(所属・氏名)	
	(TEL)	(FAX)
申請業務種目大分類(今回申請の業務種目大分類番号すべてに○をしてください。) <b>1 2 3 4 5 6 7 8 9</b>	該当の項目にチェック <input type="checkbox"/> 物品との同時申請有り <input type="checkbox"/> 物品との同時申請無し	

○申請者チェック欄で書類に漏れがないかチェックしてください。

提出書類名	提出	手引き	申請者 チェック欄	県担当者 チェック欄	備考
② 物品・役務入札参加資格審査申請書(1枚目) 入札参加資格審査申請書(2枚目)	◎	P39		済 不備 該当無し	契約書等に押印する印が実印と異なる場合のみ、使用印の押印が必要(1枚目)
	◎	P41			
③ 岡山県と取引を希望する業務種目(別紙)	△	P42		済 不備 該当無し	②に書ききれない場合のみ
④ 委任状(様式第3号)	△	P44		済 不備 該当無し	契約締結権限等を委任する場合
⑤ 役員等名簿(様式第2号)	◎	P45		済 不備 該当無し	法人・個人いずれも必要
⑥ 岡山県内の支店・営業所等の一覧表(様式第6号)	△	P46		済 不備 該当無し	岡山県内に支店・営業所等がある場合のみ(役務のみ)
⑦ 申請業務種目に関する許認可等の一覧表(様式第7号) (※許認可証の写しを添付すること)	△	P47		済 不備 該当無し	許認可が必要な業務種目を申請する場合のみ(役務のみ)
⑧ 許認可等の写し	△	P16		済 不備 該当無し	許認可が必要な業務種目を申請する場合のみ
⑨ ⑨の1 業務種目別有資格技術者数の一覧表(様式第8号) ⑨の2 業務種目別有資格技術者数の一覧表(様式第9号) ⑨の3 岡山県内の有資格技術者の一覧表(様式第10号) (※業務種目が担当課「財産活用課」の場合のみ資格証明書等のコピーを添付すること)	△	P48 P49		済 不備 該当無し	
	△	P50		済 不備 該当無し	
⑩ 登記事項全部証明書(コピー可)	◎ (△)	P17		済 不備 該当無し	個人事業者は支配人選任の場合のみ
⑪ 身分証明書(コピー可)	△	P18		済 不備 該当無し	申請者又は受任者が個人の場合のみ
⑫ 印鑑証明書(コピー可)	◎	P18		済 不備 該当無し	
⑬ 岡山県税の完納証明書(コピー可)	◎ (△)	P18		済 不備 該当無し	岡山県に納税義務がある場合は必ず添付
⑭ 岡山県内の市町村税の完納証明書(コピー可)	◎ (△)	P18		済 不備 該当無し	
⑮ 法人税及び消費税・地方消費税の完納証明書 (コピー可)	◎	P19		済 不備 該当無し	個人(その3の2)、法人(その3の3)
⑯ 直前事業年度分の決算書類のコピー ・賃貸借対照表・損益計算書・個別注記表	◎	P19		済 不備 該当無し	税抜きまたは税込みの記載がわかるものを添付もしくは明記すること
⑰ ISO9001の規格登録証のコピー	△	P22		済 不備 該当無し	
⑱ ISO14001の規格登録証のコピー	△	P22		済 不備 該当無し	
⑲ エコアクション21の認証・登録証のコピー	△	P22		済 不備 該当無し	
⑳ 障害者雇用状況報告書・事業主控えのコピー 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー 及び当該障害者の1年以上の常勤性が確認できる書類	△	P22		済 不備 該当無し	受付印または受付完了画面
	△	P22		済 不備 該当無し	
㉑ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画策定届のコピー(要受付印) 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画策定届のコピー(要受付印)	△	P23		済 不備 該当無し	要受付印
	△	P23		済 不備 該当無し	
㉒ 情報・通信サービスに係る事業者認定等制度の登録証のコピー	△	P23		済 不備 該当無し	申請業務種目が「8情報・通信サービス」の場合のみ

※ 提出欄: ◎ = 新規の場合は必ず提出、△ = 該当する場合に提出

## ②岡山県物品・役務の提供の契約に係る 入札参加資格審査申請書（1枚目）

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

受付印
-----

令和 6 年 5 月 1 日

①申請区分 (物品・役務の両方に申請する場合は、それぞれの申請書に○をしてください。)	物品	新規	追加
	役務	<input checked="" type="radio"/> 新規	追加

**物品・役務  
共通様式**

②申請者	郵便番号	〒	700-0000	7桁の数字を入れてください	
	住所		岡山市北区内山下○丁目○番○号		
	商号	フリガナ	オカヤマケンショウシヨウジ		
		名称	岡山県庁商事 株式会社		
	代表者	役職名	代表取締役		
		フリガナ	オカヤマ タロウ		
		氏名	岡山 太郎		
	電話番号	000 - 000 - 0000			
	Fax番号	001 - 001 - 0001			
	申請担当者名	総務課 岡山 二郎		担当者電話番号	086-123-4567

**実印の押印は不要です**

③契約締結権限を有している者	郵便番号	〒			
	住所				
	商号	フリガナ	上記申請者と同じ場合は記載しないでください		
		名称			
	代表者	役職名			
		フリガナ			
		氏名			
	電話番号	-			
Fax番号	-				

④契約の締結・入札に使用する印鑑

使用印
-----

※印鑑証明書の印鑑（実印）以外を使用する場合は押印が必要となります。

⑤岡山県内に支店・営業所の有無 (いずれかに○をしてください)	
有	<input checked="" type="radio"/> 無

⑥外資状況（資本の一部が外国資本の法人を含む）	
国名（複数記入可）	外国資本の比率（合計）

### 誓 約 書

この申請書及び添付書類の記載事項は、全て事実と相違ないことを誓約いたします。また、物品の売買、修理等又は、役務の提供の契約に係る業務の執行にあたっては、関係法令及び岡山県の諸規程を遵守し、誠実に履行することを誓約いたします。

住 所（所在地）	岡山市北区内山下○丁目○番○号
商号又は名称	岡山県庁商事 株式会社
代表者職氏名	代表取締役 岡山 太郎
(個人の場合は氏名)	

**実印の押印は不要です**

## ②岡山県物品・役務の契約に係る 入札参加資格審査申請書（2枚目）

物 品 用  
記 載 例

⑦業態区分 主な業態を1つ○で囲む。	製造業	卸売業	小売業	修理・販売業	賃貸業	買受	その他 ( )
-----------------------	-----	-----	-----	--------	-----	----	------------

(主要な業務種目と取引を希望する業務種目) ⑧岡山県と取引を希望する業務種目につけてください	大分類		小分類		左記小分類の 主な取扱品目例	代理店関係にある 主なメーカー名	特約店関係にある 主なメーカー店
	番号	種 目	番号	種 目			
	1	文具・事務用機器	1	文具	文具、ファイル等	例 (株)〇〇事務器	
	1	文具・事務用機器	2	事務用機器	パソコン、プリンター トナー、ソフトウェア	例 (株)〇〇事務器	
	1	文具・事務用機器	3	机・イス	机、椅子、ロッカー、整 理棚	例 (株)〇〇事務器	
	2	木工・家具類	1	家具類	机、椅子、衝立	例 (株)〇〇事務器	
	③	薬品類	6	衛生材料	石鹸、消毒用アルコール	例 (株)〇〇事務器	

大分類の番号のうち、主要なものを  
1つ○で囲んでください。

⑨ 売上高	決算期別	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日
	売上高（税抜） （千円未満切り捨て）	450,000 千円

⑩自己資本額（直前決算期）貸借対照表における「純資産合計の額」（千円未満切り捨て）	325,100 千円
---	---------------

⑪機械設備等の価額 （直前決算期の残存価額） （千円未満切り捨て）	機械装置類	車輛運搬具類	工具・器具・備品類	左記合計
	250 千円	25 千円	30 千円	305 千円

⑫流動比率 （直前決算期、千円未満切り捨て）	流動資産の額(E)	流動負債の額(F)	流動比率 (E) ÷ (F) × 100	小数点以下 切り捨て
	156 千円	123 千円	126 %	

⑬常勤従業員等人数	常勤の従業員及び役員の合計人数を記入してください。	常勤従業員等人数計 100 人
-----------	---------------------------	--------------------

創業・設立※	西暦 1970年 1月 1日	※法人の場合、登記事項証明書記載の設立の年月日を記入してください。  現組織への変更は、有限会社から株式会社への変更等、法人形態に変更があった場合に記載してください。
休業期間等	西暦 1990年 1月 1日から 1990年 12月 31日まで	
現組織への変更	西暦 年 月 日	
⑭営業年数 （休業期間等を除く）	53 年 4 月	

⑮該当するものに○	環境基準等	ISO 9001の認証取得	○	※この項目は 加点項目で す。 左記の条件を 満たしてお り、加点を希 望する場合の み、○をつ け、証拠書類 を提出してく ださい。
		ISO 14001の認証取得	○	
		エコアクション21の認証・登録（ISO 14001との重複加点はしない）	○	
	障害者雇用	障害者雇用の義務がある者で法定雇用率を達成している	○	
		障害者雇用の義務がない者で障害者を常時雇用している	○	
	男女共同参画	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画策定届を提出している	○	
「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画策定届を提出している。		○		



## ②岡山県物品・役務の提供の契約に係る 入札参加資格審査申請書（2枚目）

**役 務 用  
記 載 例**

	大分類		小分類		左記小分類の主な取扱業務の例
	番号	種 目	番号	種 目	
⑦岡山県と取引を希望する業務種目	1	建物等の保守管理	1	建築物清掃業	庁舎・床・ガラス・外壁等の清掃
	1	建物等の保守管理	2	有線通信設備保守	電話交換設備等の保守点検
	1	建物等の保守管理	16	消防設備保守	消火設備・火災報知器・避難器具等の保守
	2	廃棄物処理	3	産業廃棄物 (収集・運搬)	産業廃棄物の収集・運搬
	2	廃棄物処理	4	産業廃棄物 (処分)	産業廃棄物の処理・中間処理
	4	調査・研究	3	環境測定	大気・水質・土壌分析
	8	情報・通信サービス	4	データ処理	データ入力・出力処理

※1 業務種目によっては、官公庁の許認可・登録・届出及び資格の取得等を要する場合があります。  
 ※2 手引きの「許認可・届出・資格等」欄により、現に許認可等を得ている業務種目をよく確認した上で、この欄を記載して下さい。  
 ※3 必要とされる許認可等を得ていない場合は、業務種目の入札参加資格申請は行えません。  
 ※書ききれない場合は③(別紙)の様式へ続きを書

⑧売上高	前事業年度 (税抜、千円未満切り捨て)	前事業年度の月額平均売上高 (税抜・千円未満切り捨て)
	決算期別	売上高 (税抜) ÷ 12
	売上高 (税抜)	売上高 (税抜)

令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	
(A) 税抜 450,000 千円	税抜 37,500 千円

⑨自己資本額 (直前決算期) (千円未満切り捨て)			※1 左の記入例は、個人事業者の場合です。 ※2 法人の場合は、「合計(C)-(D)」欄のみに、貸借対照表における「純資産合計の額」を記入。
資本合計 (C) ※個人の方のみ	事業貸貸 (D) ※個人の方のみ	合計 (C) - (D)	
500,000 千円	100,000 千円	400,000 千円	

⑩流動比率 (直前決算期、千円未満切り捨て)	流動資産の額 (E)	流動負債の額 (F)	流動比率 (E) ÷ (F) × 100	小数点以下切り捨て
	156 千円	123 千円	126 %	

⑪常勤従業員等人数	常勤の従業員及び役員の合計人数を記入してください。	常勤従業員等人数計
		100 人

創業・設立※	西暦 1970 年 1 月 1 日	※法人の場合、登記事項証明書記載の設立の年月日を記入してください。  現組織への変更は、有限会社から株式会社への変更等、法人形態に変更があった場合に記載してください。
休業期間等	西暦 1990 年 1 月 1 日から 1990 年 12 月 31 日まで	
現組織への変更	西暦 年 月 日	
⑫営業年数 (休業期間等を除く)	53 年 4 ヵ月	

⑬該当するものに○	環境基準等	ISO 9001の認証取得	○	※この項目は加点項目です。 左記の条件を満たしており、加点を希望する場合のみ、○をつけ、証拠書類を提出してください。
		ISO 14001の認証取得	○	
		エコアクション21の認証・登録 (ISO 14001との重複加点はしない)	○	
	障害者雇用	障害者雇用の義務がある者で法定雇用率を達成している	○	
		障害者雇用の義務がない者で障害者を常時雇用している	○	
	男女共同参画	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画策定届を提出している	○	
「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画策定届を提出している。		○		
事業者認定等制度の種類 (大分類8、情報・通信サービスのみに加算)	情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証取得	○		
	プライバシーマーク付与認定	○		







## 役員等名簿

商号又は名称 岡山県庁商事株式会社

●登記事項証明書における「役員（社員）に関する事項」欄・「代理人等に関する事項」欄の掲載者全員（取締役・監査役・理事・社員等全て。ただし掲載者が法人である場合を除く。）とする事項」欄へ掲載された支配人を全て記入してください。

●申請者が個人事業者の場合、当該個人及び支配人（選任している場合は）

登記事項全部証明書の住所に記載がある場合は一致しているか確認してください。

No.	役職名	フリガナ 氏名	生年月日	住所
1	代表取締役	オカヤマ タロウ 岡山 太郎	S25.1.1	岡山市北区内山下〇〇〇-〇
2	取締役	オカヤマ イチロウ 岡山 一郎	28.4.5	岡山市中区国富〇〇〇-〇
3	取締役	オカヤマ カズ子 岡山 和子		〇〇-〇
4	取締役	オカヤマ ゴロウ 岡山 五郎	S41.11.29	岡山市中区古京町〇〇〇-〇
5	監査役	ツヤマ ヨシオ 津山 義男	S44.9.13	岡山市中区土田〇〇〇-〇
6	社外取締役	ヒロシマ ジロウ 広島 次郎	S60.5.3	広島県広島市中区基町〇〇〇-〇
7	社外監査役	ヤマグチ シロウ 山口 四郎	S38.12.20	山口県柳井市柳井〇〇〇-〇
8	支配人	クラシキ サブロウ 倉敷 三郎	S36.12.31	倉敷市老松町〇〇〇-〇
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				

氏名のフリガナは必ず記載してください。

登記事項証明書に掲載されている役職名を記載してください。

役員等多数のため、1枚に記載しきれない場合は、2枚目以降を作成してください。

- 1 本役員等名簿に記載した者について、暴力団員等であるか否かについて岡山県が岡山県警察本部に照会することについて異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、入札参加資格の取消等が行われても異議ありません。

日付は必ず記載してください

令和6年5月1日

住 所  
(所在地)

商 号 岡山県庁商事 株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 岡山 太郎

押印は不要です。

※この名簿に記載いただいた情報は、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査又は岡山県物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格審査以外の目的には使用しません。

# 委任状

令和6年5月1日

岡山県知事 殿

申請者 住所

〒700-0000  
岡山市北区内山下〇丁目〇番地〇号  
岡山県庁商事株式会社

商号又は名称

代表者の役職名

代表取締役

押印は不要です

及び氏名

岡山 太郎

私こと都合により

受任者 事業所所在地

〒710-0000  
倉敷市中央〇-〇-〇

商号又は名称

岡山県庁商事株式会社 倉敷支店

職 氏 名

支店長 倉敷三郎

を

代理人と定め、令和6年7月1日から入札参加資格有効期限終期まで岡山県との間に関し次の権限を委任します。

## 記

- 1 見積及び入札について
- 2 契約の締結について
- 3 保証金の納付並びに還付請求及び領収について
- 4 代金の請求及び受領について
- 5 契約に関する各種証明事項について
- 6 復代理人の選任について





⑨の1 業務種目別有資格技術者数の一覧表  
(大分類1:建物等の保守管理)

商号又は名称 岡山県庁商事株式会社

資格に最も関係の深い業務種目の番号を1つだけ記載すること。

●常時雇用従業員の方が、個人

		申請業務種目に関係のある資格を有している技術者数						
大分類 番号	小分類 番号	1	7	1	16	1	16	1
資格名等		酸素欠乏危険作業主任者		甲種第2類 消防設備士		乙種第1類 消防設備士		
岡山県内 技術者数		3		1		0		
会社全体 技術者数		3		4		1		

		申請業務種目に関係のある資格を有している技術者数						
大分類 番号	小分類 番号	1		1				
資格名等								
岡山県内 技術者数								
会社全体 技術者数								

手引きの「許認可・届出・資格等の名称」欄に掲載された資格以外のものは、**審査の妨げとなりますので、記載しないでください。**

常時雇用従業員が、手引きの「許認可・届出・資格等の名称」欄に掲載された資格を有している場合に、その資格名称を正確に記載してください。

		申請業務種目に関係のある資格を有している技術者数						
大分類 番号	小分類 番号	1		1		1		1
資格名等								
岡山県内 技術者数								
会社全体 技術者数								

(記載上の注意)

- 1 業務種目区分表(手引きP30~31参照)において、大分類1:建物等の保守管理を選択する場合にのみ提出してください。
- 2 小分類番号は、資格に最も関係のある申請業務種目番号を1つだけ記入してください。
- 3 各資格ごとの「岡山県内技術者数」欄の人数と、「⑨の3 岡山県内の有資格技術者の一覧表」における「当該資格の有資格者計 名」欄の人数とは一致します。

## ⑨の2 業務種目別有資格技術者数の一覧表 (大分類8:情報・通信サービス)

商号又は名称

●常時雇用従業員の方で、次の資格に最も関係の深い業務種目の小分類番号を**1つだけ**記載する  
 次以外の資格については、**加点の対象となりません。** (単位：人)

		申請業務種目に関係のある資格を有している技術者数							
大分類 番号	小分類 番号	8	2	8		8	2	8	3
資格名等		システム監査技術者		ITストラテジスト (旧システムアナリスト)		プロジェクトマネージャ		情報処理安全確保支援士	
岡山県内 技術者数		2				3			0
会社全体 技術者数		3				3			2

		申請業務種目に関係のある資格を有している技術者数							
大分類 番号	小分類 番号	8		8		8		8	
資格名等		システムアーキテクト (旧アプリケーションエンジニア)		ネットワークスペシャリスト (旧テクニカルエンジニア (ネットワーク))					
岡山県内 技術者数									
会社全体 技術者数									

常時雇用従業員が、手引きの「許認可・届出・資格等の名称」欄に掲載された資格を有している場合に、その該当する欄に人数を記載してください。

		申請業務種目			
大分類 番号	小分類 番号	8			
資格名等		ITサービスマネージャ (旧テクニカルエンジニア (システム管理))			(旧ソ 者、旧 技術
岡山県内 技術者数					
会社全体 技術者数					

情報・通信サービス分野で加点対象となる職種は、本様式に掲げるもののみです。本様式掲載の資格以外のものは、**審査の妨げとなりますので、記載しないでください。**

(記載上の注意)

- 1 業務種目区分表(手引きP30~31参照)において、大分類8:情報・通信サービスを選択する場合にのみ提出してください。
- 2 小分類番号は、資格に最も関係のある申請業務種目の番号を1つだけ記入してください。
- 3 各資格ごとの「岡山県内技術者数」欄の人数と、「⑨の3 岡山県内の有資格技術者の一覧表」における「当該資格の有資格者計 名」欄の人数とは一致します。

⑨の3 岡山県内の有資格技術者の一覧表

商号又は名称 **岡山県庁商事株式会社**

●常時雇用従業員の方個人で、取得している資格等を記入してください。

【資格名】 **酸素欠乏危険作業主任者**

	氏 名	免 許 等		
		番 号	取得年月日	有効期限
1	岡山 太郎	第〇〇〇〇号	H13.4.8	
2	岡山 一郎	第〇〇〇〇号	H13.4.8	
3	倉敷 三郎	第〇〇〇〇号	4.8	
(1)	(上記記載有資格者計	3	名)	.....
(2)	(上記以外の有資格者計	0	名)	.....
(3)	(当該資格の有資格者計	3	名)	.....

この資格については、**記載した資格者(3名)に関する資格者証コピーの添付が必要です。**  
下記(記載上の注意)2を参照のこと。

【資格名】 **甲種第2類 消防設備士**

	氏 名	免 許 等		
		番 号	取得年月日	有効期限
1	倉敷 三郎	第××××号	H22.2.20	
2				
3				
(1)	(上記記載有資格者計	1	名)	.....
(2)	(上記以外の有資格者計	0	名)	.....
(3)	(当該資格の有資格者計	1	名)	.....

この資格については、**記載した資格者(1名)に関する資格者証のコピー(両面)の添付が必要です。**  
下記(記載上の注意)2を参照のこと。

【資格名】 **応用情報技術者**

	氏 名	免 許 等		
		番 号	取得年月日	有効期限
1	倉敷 三郎	第××××号	H22.2.20	
2	岡山 五郎	第××××号	4.10	
3	岡山 六郎	第××××号		
(1)	(上記記載有資格者計	3	名)	.....
(2)	(上記以外の有資格者計	1	名)	.....
(3)	(当該資格の有資格者計	4	名)	..... (a) + (b)

この資格は、**大分類8:情報・通信サービス**に該当するものであるため、資格者に関する資格者証のコピーの添付は**不要**です。

(記載上の注意)

- ⑨の1又は⑨の2の「業務種目別有資格技術者数の一覧表」の「岡山県内技術者数」欄に数字を記入した場合にのみ、提出してください。
- 業務種目区分表(手引きP30~31参照)の担当課が「財産活用課」である場合は、上記に記載した資格証明書等の写し(申請書到達日現在有効なもの)を添付してください。(氏名の記載等のない方については必要ありません。)